山梨県内分布調査報告書

（平成29年１月～12月）

２０１８．３

山 梨 県 教 育 委 員 会

序

本書は、平成29年１月から同年12月までの間に、山梨県教育委員会（実施機関；山梨県埋蔵文化財センター）が国庫補助（文化庁；国宝重要文化財等保存整備費補助金）を受けて実施した「県内遺跡発掘調査等事業」にかかる調査成果をまとめた報告書です。本事業では、12か月間に試掘・確認調査７件、立会調査5件、分布調査1件の合計13件を実施しています。

試掘・確認調査は、新山梨環状道路東部区間Ⅰ期建設事業、新山梨環状道路東部区間Ⅱ期建設事業、西関東連絡道路Ⅱ期建設事業、子どもの心のケア総合拠点整備事業、峡南地域単位制・総合制高校建設事業、甲府工業高校専攻科建設事業、山梨県立高等支援学校桃花台学園浄化槽等埋設事業等に伴いまして、施工に先立ち埋蔵文化財保存への影響を確認する目的で実施いたしました。その結果、西関東連絡道路Ⅱ期建設事業と峡南地域単位制・総合制高校建設事業の２件については、本調査が必要と判断されました。

立会調査では、国道411号古府中環状浅原橋線改良事業、甲府地方家庭裁判所都留支部新庁舎建設事業、県立都留興譲館高等学校建設事業等に伴って、専門職員が立ち会いながら、埋蔵文化財への影響がないことを確認しながら進めました。

試掘・確認調査、立会調査ともに、遺構や遺物が発見された場合、適切な保存措置が必要となります。今期においては、国道411号古府中環状浅原橋線改良事業が甲府城下町遺跡、甲府地方家庭裁判所都留支部新庁舎建設事業は谷村城の遺跡範囲内にあることから、遺構や遺物が検出されることが予想されたため、検出位置の３次元データを記録できる測量機器を用いることとし、記録保存の精度を高めた立会調査を実施しました。この２件以外は、いずれも関係する土木建築工事等の着手に支障がないことを確認したものとなっております。

本書に収録した調査記録は、今後の埋蔵文化財の保護、とりわけ開発事業との円滑な調整などにおいて有益な情報となると確信しています。さらに、多くの方々の文化財に対する理解と関係諸機関の文化財保護の取り組みへの一助となれば幸いです。

末筆ではありますが、今後とも当センターの埋蔵文化財・史跡の保存活用にかかる諸事業に一層のご理解とご支援をお願いするとともに、本事業においてご協力を賜りました関係機関並びに調査実施に関わられた皆さまのご支援に厚く御礼申し上げます。

2018年３月

山梨県埋蔵文化財センター
所　長　　中　山　誠　二

例　言

1　本報告書は、山梨県教育委員会が文化庁の国庫補助（文化庁；国宝重要文化財等保存整備費補助金）を受けて実施した「県内遺跡発掘調査等事業」にかかる調査成果を受けて、平成29年1月から同年12月までに山梨県埋蔵文化財センターが実施した県内の試掘・確認調査並びに立会調査、分布調査の結果をまとめた報告書である。

2　本報告書は、国・県の道路建設事業、建物等建設事業などの試掘・確認調査結果と立会調査結果、および詳細分布調査を収録している。

3　調査結果の報告については、各事業の調査担当者が行い、その報告に基づき井上彰雄と塩谷風季が編集した。なお、各調査担当者については、本文に明記した。

4　国道411号古府中環状浅原橋線改良事業と甲府地方家庭裁判所都留支部新庁舎建設事業での立会調査時の遺構・遺物出土地点の測量および整理・報告書作成時のデータ管理・出力は株式会社ＣＵＢＩＣの遺構実測支援システム「遺構くんcubic」を使用した。

5　国道411号古府中環状浅原橋線改良事業の出土遺物（木製品）と国営施設機能保全事業に先立つ詳細分布調査事業の出土遺物（縄文土器）のデジタルトレースは、株式会社テクノプラニングに委託した。

6　本報告書の出土品及び記録図面・記録写真・出土遺物・デジタル化したデータ等は、一括して山梨県埋蔵文化財センターにおいて保管している。

7　試掘・確認調査作業員並びに整理作業員は次のとおりである。（敬称略・順序不同）

発掘作業員：角田三良、鶴田晴夫、水上喜正、新谷博朋、萩原森詞、飯室恵子、中込榊

整理作業員：新谷和美、小池美保子、新津茂、新田文夫、水上喜正、石坂恵理、新津多恵、猪股順子
斉藤律子、梶原初美

8　本試掘・立会調査及び整理作業について、次の方々にご指導、ご協力をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。（順不同）

東京高等裁判所（事務局会計課）、東海旅客鉄道株式会社（建設工事部）、山梨県福祉保健部（子どもの心のケア総合拠点整備室、医務課）、山梨県土整備部（新環状・西関東道路建設事務所、山梨県中北建設事務所）、甲府市教育委員会、都留市教育委員会、山梨市教育委員会、笛吹市教育委員会、甲州市教育委員会、市川三郷町教育委員会

凡　例

1　各事業位置図は、1/25,000のスケールを基本としている。

2　図版縮尺については、図版内のスケールにより統一していない。

3　実測図及び写真は主要なものに限った。

4　遺物実測図の縮尺は下記の通りである。

土器・陶磁器 1/3 1/5　瓦 1/3　石製品 1/3　貝製品 1/3　木製品 1/4 1/6 1/10

本 文 目 次

序
例言 凡例
目次

県内分布調査全体事業位置図……1

Ⅰ　試掘・確認調査
1　新山梨環状道路東部区間Ⅰ期建設事業《包蔵地外》……2
2　新山梨環状道路東部区間Ⅱ期建設事業《包蔵地外》……4
3　西関東連絡道路Ⅱ期建設事業《中島遺跡》《下河原遺跡》……6
4　子どもの心のケアに係る総合拠点整備事業《住吉天神遺跡》……10
5　峡南地域単位制・総合制高校建設事業《包蔵地外》《新町前遺跡隣接》……14
6　甲府工業高校専攻科建設事業《包蔵地外》《塩部遺跡》……18
7　山梨県立高等支援学校桃花台学園浄化槽改修事業《狐原遺跡》……22

Ⅱ　立会調査
8　国道411号古府中環状浅原橋線改良事業《甲府城下町遺跡》……24
9　甲府地方家庭裁判所都留支部新庁舎建設事業《谷村城》……34
10　県立興譲館高等学校建設事業《三ノ側遺跡》……42
11　鎌田川河川改修工事事業《包蔵地外》……44
12　県立中央病院屋上ヘリポート給油設備工事《富士見一丁目遺跡隣接》……46

Ⅲ　分布調査
13　国営施設機能保全事業に先立つ詳細分布調査事業《殿林遺跡・安道寺遺跡》……48

平成29年県内分布調査全体事業位置図

1．新山梨環状道路東部区間Ⅰ期建設事業《包蔵地外》
2．新山梨環状道路東部区間Ⅱ期建設事業《包蔵地外》
3．西関東連絡道路Ⅱ期建設事業《中島遺跡》《下河原遺跡》
4．子どもの心のケアに係る総合拠点整備事業《住吉天神遺跡》
5．峡南地域単位制・総合制高校建設事業《包蔵地外》《新町前遺跡 隣接》
6．甲府工業高校専攻科建設事業《包蔵地外》《塩部遺跡》
7．山梨県立高等支援学校桃花台学園浄化槽改修事業《狐原遺跡》
8．国道411号古府中環状浅原橋線改良事業《甲府城下町遺跡》
9．甲府地方家庭裁判所都留支部新庁舎建設事業《谷村城》
10．県立興譲館高等学校建設事業《三ノ側遺跡》
11．鎌田川河川改修工事事業《包蔵地外》
12．県立中央病院屋上ヘリポート給油設備工事《富士見一丁目遺跡隣接》
13．国営施設機能保全事業に先立つ詳細分布調査事業《殿林遺跡・安道寺遺跡》

1　新山梨環状道路東部区間Ⅰ期建設事業　試掘　《包蔵地外》

所在地	甲府市小曲町地内	調査期間	平成 29 年 3 月 13 日～ 17 日、22 日～ 24 日
担当者	網倉邦生・井上彰雄・塩谷風季	調査面積	約 721㎡（調査対象面積 13,000㎡）

調査経緯

新山梨環状道路東部区間Ⅰ期建設事業に伴い、用地買収が進んだ工事区のBr-1およびBr-4の2地点（第1図及び第3図参照）を対象とした試掘調査を実施することになった。予定地に周知の埋蔵文化財包蔵地はないものの、東部区間Ⅰ期の総事業面積が広大（35,000㎡）であるため試掘調査を実施することとなった。

試掘調査では、Br-4地点を3月13日～ 17日及び24日に先行して着手し、Br-1地点を3月22日～ 24日まで行い、合計21本の試掘トレンチを設定して調査した。

事業内容と結果

1号トレンチから21号トレンチまで掘削する中で、多くの試掘トレンチでは表土から地表下110cmぐらいまでは盛土であり、その下の110 ～ 230cmぐらいまでコンクリート片を含む埋土が確認された。その一方で、6号トレンチから21号トレンチは、埋土の下部150 ～ 210cmあたりから黒褐色粘土層または暗灰褐色粘土層が検出され始め、それが約240cmの深さまで続いている。12号トレンチは最も深く掘削して、地表下170cmに黒褐色粘土層が検出され、地表下240cmと370cmの位置で砂層の下に粘土質の土層が確認された。この黒褐色粘土層の下は、砂層と粘土層が交互に変わっていくことも確認できた。

6号トレンチでは、地表下165cmのグライ化した黒褐色粘土層から幅0.6m高さ20cmの畦畔が東西方向に延びているのが検出できた。また、9号トレンチでも黒褐色粘土層に幅0.84m高さ20cmの畦畔が南北方向に走向しているのが検出された。また、11号トレンチにおいても畦畔が2.5mの長さで西側に延びているのが確認でき、18号トレンチでは地表下190cmの位置で暗褐色粘土層が検出され、その中に幅0.6m高さ30cmの畦畔が東西方向に走向する状況で検出された。しかし、遺構が検出できなかったトレンチはもちろん、畦畔が検出できた地層であっても、遺物はほとんど検出できなかった。唯一、遺物が検出できたのは、16号トレンチの地表下185cmからの暗灰褐色粘土層から出土した近世に比定される陶器片だけである。同じ16号トレンチ暗灰褐色粘土層の上位に位置する砂層から古墳時代の土師器片が出土したが、これは流れ込みの資料と判断される。

試掘調査の結果、Br-1地点、Br-4地点ともにグライ化した粘土層が発見され、さらに粘土層にいくつかの畦畔が認められた。粘土層は地表下150 ～ 210cmの位置にあり、上位に砂層が堆積している。掘削深度と堆積環境から、これらは全て同一の時代に使用された水田遺構と判断される。水田遺構の時期については、16号トレンチの粘土層中から近世の陶器片が出土しているので、近世の遺構面と考えられる。しかし、「山梨県教育委員会埋蔵文化財事務取扱要項」第3条の規定から、今回の試掘調査地点における近世水田遺構は調査要件を満たしていないため、本調査を行う必要性はない。ただし、Br-1地点の北側には小曲氏屋敷跡を含む複数の中世城館跡が分布していることから、中世段階において生産域として開発された可能性は十分考えられる。12・21号トレンチにおいて確認された近世の水田面下の安定した土層が中世以前の水田である可能性があることから、今後の試掘調査において、土層の時期比定が検討可能なように継続的に調査しなければならない。また、Br-1、Br-4地点の掘削工事において立会調査が実施可能かどうか、事業者と協議する必要がある。

トレンチ No.	大きさ（m）（南北×東西）	深さ cm
1	2.1 × 3.2	220
2	2.7 × 5.8	280
3	2.9 × 6.2	260
4	6.7 × 3.8	250
5	9.5 × 23.5	160
6	3.2 × 19.9	210
7	3.7 × 21.0	210
8	16.8 × 3.0	220
9	9.9 × 2.8	210
10	2.75 × 31.3	210
11	2.5 × 1.4	170
12	12.5 × 6.5	370
13	12.5 × 2.7	150
14	6.4 × 3.5	230
15	4.4 × 2.6	220
16	9.2 × 3.0	200
17	6.4 × 2.9	190
18	8.1 × 2.9	190
19	7.7 × 2.8	195
20	7.3 × 7.1	230
21	8.4 × 6.2	270

第1表　トレンチの詳細

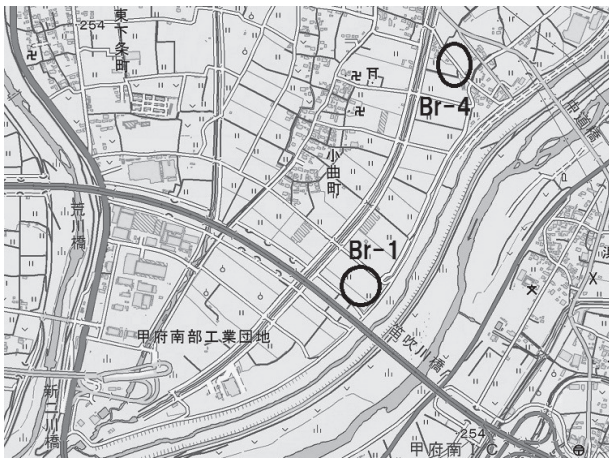

第1図　事業位置図

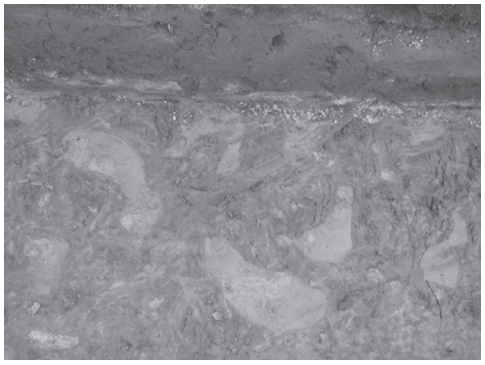

水田遺構の足跡（10号トレンチ）

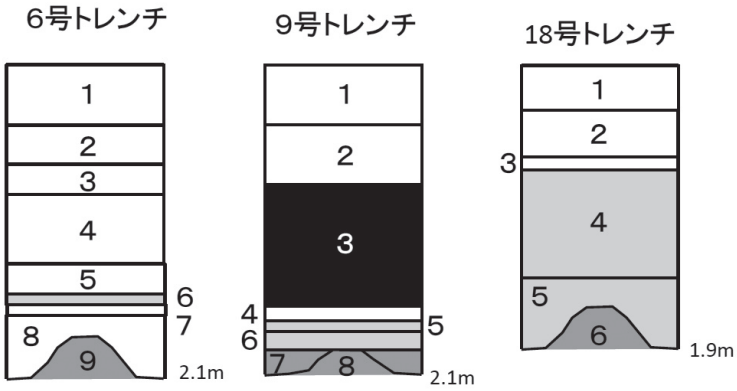

6号トレンチ
1層　盛土
2層　褐色土層
3層　鈍い黄褐色土層
　　褐色粒子を少量含む
　　炭化物を含む
4層　3層とほぼ同じだが、
　　炭化物を含まない
　　φ1cm大の褐色物を含む
5層　3層とほぼ同じだがφ2cm
　　大の褐色物を多量に含む
6層　褐灰色土層
　　しまり粘性あり
　　炭化物なし褐色物を含む
　　グライ化している
7層　褐灰色砂層
　　炭化物や褐色物なし
8層　黒褐色土層、しまり粘性あり
　　含有物なし
9層　黒褐色土層
　　しまり粘性あり
　　含有物なし
10層　褐灰色土層
　　しまり粘性あり
　　含有物なし
　　湧水層

9号トレンチ
1層　黒褐色の耕作土
2層　盛土、鈍い黄褐色土層
　　固く締まり、ビニールひもや
　　炭化物（φ1cm大）を微量含む
3層　撹乱層、褐色土層
　　上層よりゴミの混入が多い
4層　黒褐色土層
　　しまり粘性あり、含有物なし
5層　褐灰色砂層
　　全体的に白味のある砂層
　　しまり・粘性・含有物なし
6層　黒褐色砂質土層
　　しまり、粘性やや弱い
　　含有物なし
7層　灰黄褐色土層
　　しまり、粘性あり
　　褐色物が多量に含まれる
　　φ1cm大の炭化物が微量
　　含まれる
8層　黒褐色土層
　　しまり、粘性あり
　　φ5mm大の炭化物を含む
　　畦畔

18号トレンチ
1層　表土
　　黒褐色土層
2層　暗褐色土層
3層　灰白色土層
4層　灰白色砂層
5層　暗褐色砂層
6層　暗褐色粘土層

第2図　畦畔が検出されたトレンチの柱状図

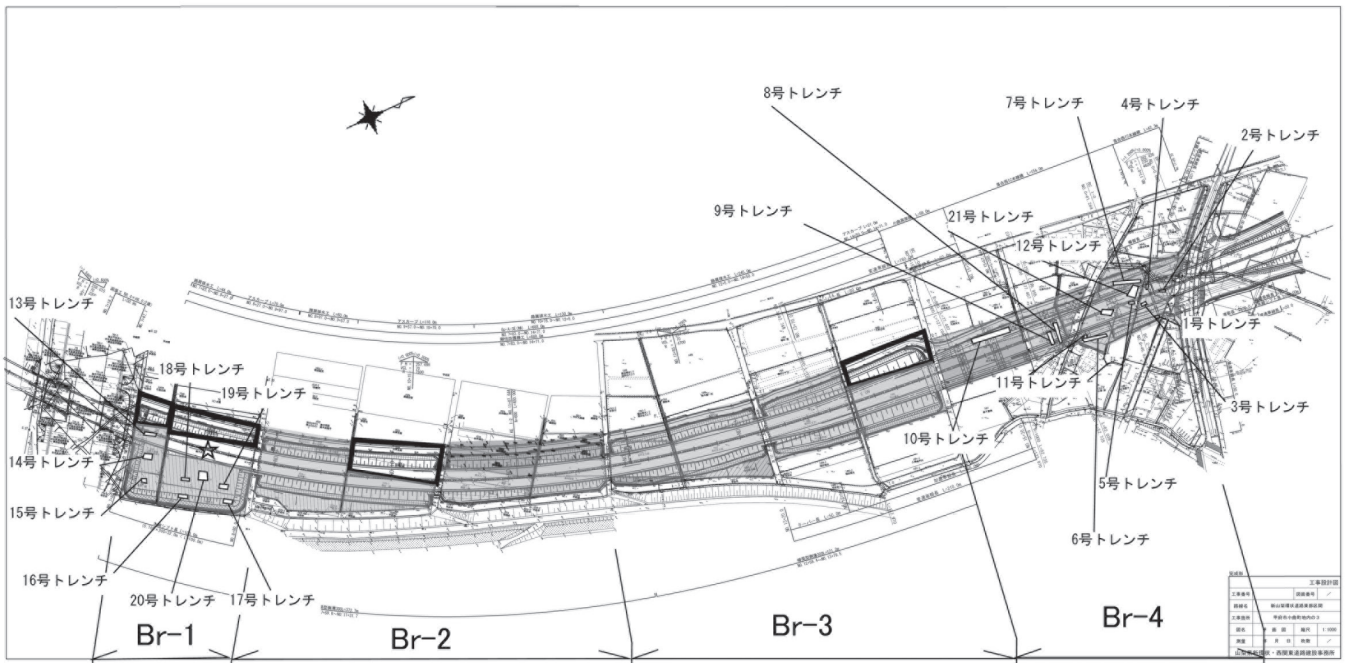

第3図　試掘トレンチ配置図

2　新山梨環状道路東部区間Ⅱ期建設事業　試掘　《包蔵地外》

所在地	甲府市落合町地内	調査期間	平成 29 年 5 月 10 日
担当者	笠原みゆき・井上彰雄・塩谷風季	調査面積	188.6㎡（調査対象面積 3,121㎡）

調査経緯

新山梨環状道路東部区間Ⅱ期建設事業に伴い、平成29年4月11日に新環状・西関東道路建設事務所、学術文化財課、埋蔵文化財センターの三者で現地協議を行い、4月12日付け教学文第318号で試掘依頼された橋脚部建設予定地点を対象とした試掘調査を実施した。

事業内容と結果

試掘調査では、3つの試掘トレンチを設定し、重機による掘削及び人力による精査作業を行った。調査の結果は以下の通りである。

1号トレンチは南北9.6ｍ・東西5.0ｍで地表下420cmまで掘削した。現地表面から地表下30cmまでは砕石で、地表下30cmから地表下130cmまでは建物の配管片を含む盛土であり、地表下130cmから420cmまでは旧河川による砂質土や砂層の堆積が確認できた。2号トレンチは南北3.7ｍ・東西39.6ｍで地表下2.4ｍまで掘削した。現地表面から20cmまでは砕石、地表下20cmから100cmまでは建物の配管片を含む盛土であり、砂質土、砂層に変化する状況が部分的に確認された。3号トレンチは南北17.1ｍ・東西3.8ｍで地表下210cmまで掘削した。現地表面から地表下30cmまでは砕石、地表下30cmから地表下90cmまでは建物の配管片を含む盛土であった。地表下90cmから210cmまで旧河川による砂質土や砂層の堆積が確認された。

各トレンチの土層堆積状況を比定し、地表下の粘性土が水田耕作土と認定できるかどうかを主眼に置いて調査を実施したが、水田の床土として一定の掘削深度で共通した粘性土が見られる等の特徴は確認されなかった。また、各トレンチの範囲内で畦畔も確認されず、遺物の検出は1号トレンチ-1の4層粗砂層から平安時代の土師器1点のみであった。

総合的にみると、各トレンチから植物の痕跡が見られる砂質土層や砂層が見られる。しかし、植物の痕跡のある層より下層に水田の水位を保つための粘土層（床土）がなく、水田を区切る畦畔の痕跡も確認されなかった。植物の痕跡からでは稲類と同定できないため、河川に自生していた葦などの可能性が高い。遺物は平安時代の土師器片が１点出土したが、１号トレンチの明赤褐色粗砂層は他のトレンチからは確認できず、植物痕跡のある層よりも下層のため、植物痕跡の時期を特定するには至らない。また、3つのトレンチから遺構は確認されず、唯

第1図　事業位置図

一の土師器片が確認された明赤褐色粗砂層は各トレンチで共通する層ではなく、部分的に上流から流れ込んだ可能性がある。

試掘調査の結果、今回の試掘調査地点においては、遺跡がないと判断されるため、工事に着手しても差し支えないと判断される。ただし、本事業の工事範囲周辺には、小曲氏屋敷跡を含む複数の中世城館跡が分布しており、中世段階において城館跡を中心に生産域として開発された可能性は十分考えられることと、工事範囲が広域に及ぶことから、今後も立会調査や試掘調査を実施する必要がある。

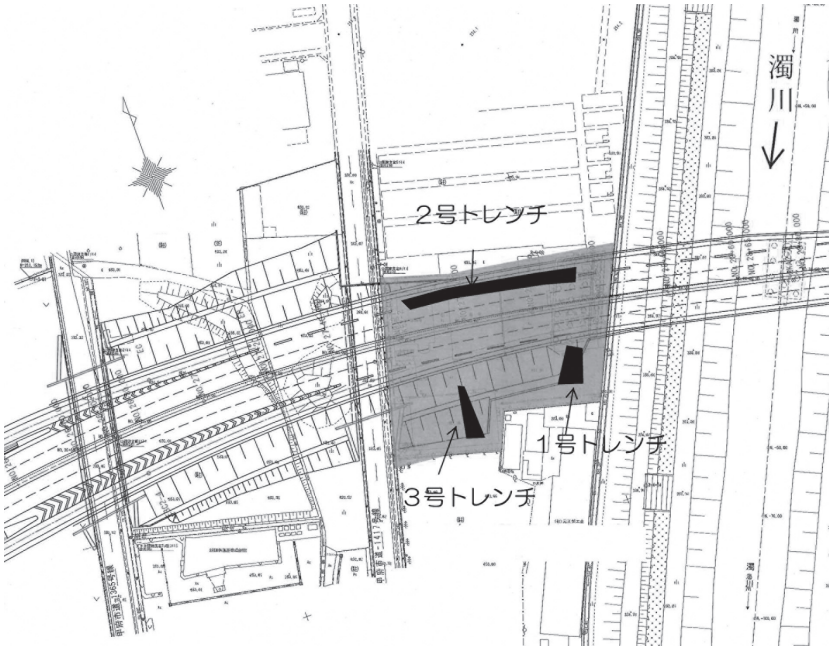

第2図　試掘トレンチ配置図

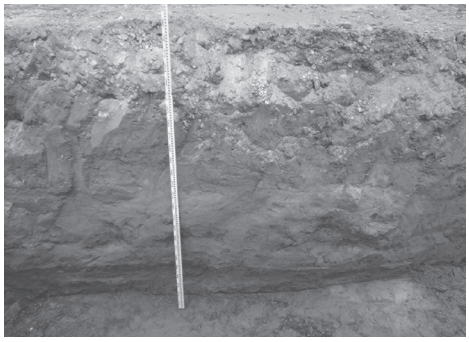

2号トレンチ土層堆積状況

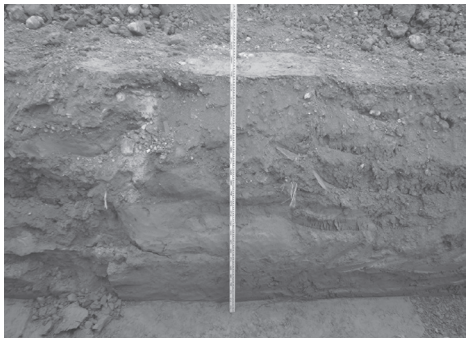

3号トレンチ土層堆積状況

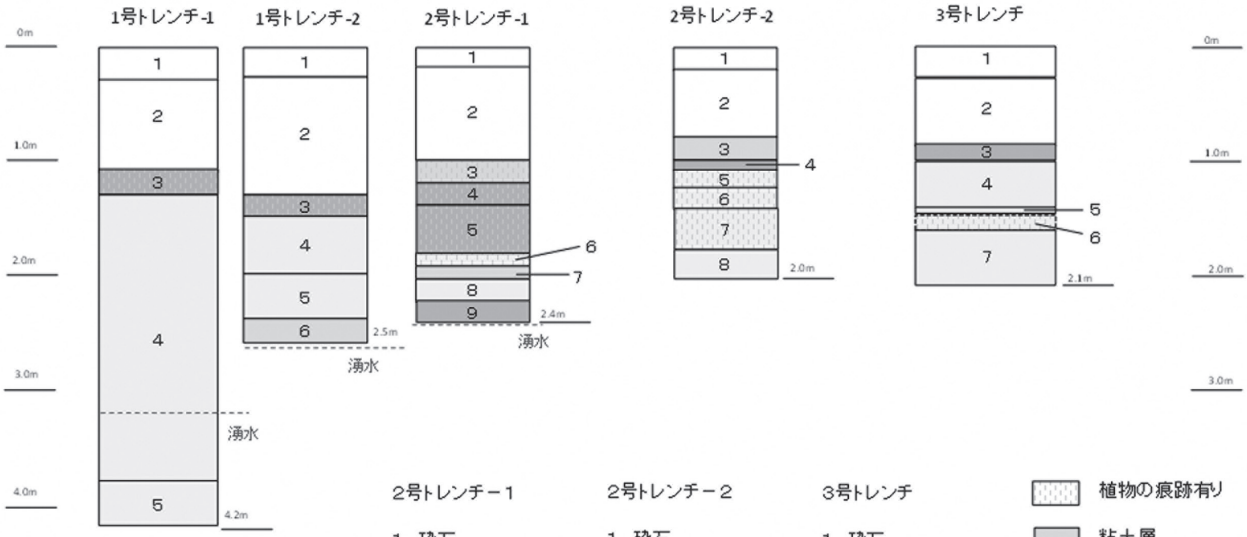

1号トレンチ－1

1　砕石
2　褐色盛土
3　褐灰色砂質土
4　暗オリーブ灰色砂層
5　暗オリーブ灰色砂層

1号トレンチ－2

1　砕石
2　褐色盛土
3　褐灰色砂質土
4　明赤褐色粗砂層
5　暗オリーブ灰色砂層
6　灰色粘土層

2号トレンチ－1

1　砕石
2　褐色盛土
3　褐灰色土層
4　褐灰色砂質土
5　灰黄褐色砂質土
6　暗オリーブ灰色砂層
7　褐灰色粘土層
8　暗オリーブ灰色砂層
9　褐灰色砂質土

2号トレンチ－2

1　砕石
2　褐色盛土
3　黒褐色粘土層
4　灰黄褐色砂質土
5　灰褐色砂層
6　灰褐色砂層
7　褐灰色砂層
8　暗オリーブ灰色砂層

3号トレンチ

1　砕石
2　褐色盛土
3　灰黄褐色砂質土
4　黄褐色砂層
5　にぶい黄褐色砂層
6　黄褐色砂層
7　暗オリーブ灰色砂層

第3図　試掘トレンチの土層柱状図

3　西関東連絡道路Ⅱ期建設事業　試掘　《中島遺跡》《下河原遺跡》

所在地	山梨市東字中島、字下河原地内	調査期間	平成 29 年 4 月 19 日～ 20 日、5 月 16 日～ 22 日
担当者	笠原みゆき・井上彰雄・塩谷風季・長田隆志	調査面積	約 648.6㎡（調査対象面積 6,305㎡）

調査経緯

本事業は、新環状･西関東道路建設事務所が実施している西関東連絡道路Ⅱ期建設事業に伴う試掘調査である。事業予定地は、北側の山地から南流し笛吹川へ合流する西川の左岸と笛吹川右岸に挟まれた扇状地の扇端部に位置する氾濫原にあり、「中島遺跡（縄文時代、平安時代）、下河原遺跡（中・近世）」の周知の埋蔵文化財包蔵地である。平成27・28年度から試掘調査を実施し、今回の試掘調査の対象は平成29年5月15日付けで新たに収用された範囲である。平成29年4月11日に新環状・西関東道路建設事務所、学術文化財課、埋蔵文化財センターで現地協議を行い、4月12日付け教学文第318号で試掘依頼を受け、試掘調査を行った。

調査は､事業課から遅れた事業計画の進捗を修正したいとの要望を受け､前年度に遅延した民家の曳家地点（橋脚部地点）試掘調査（4月19日～ 20日）と、5月15日付けで収用される範囲の試掘調査（5月16日～ 22日）の2期に分けて実施した。

今回の試掘調査では、中島遺跡は埋蔵文化財の有無を確認できるかを主眼として、また下河原遺跡は埋没した堤防跡に関連する遺構の確認ができるかを主眼として調査を実施した。

事業内容と結果

4月19日～ 20日に5か所、5月16日～ 22日に12か所の合計17か所の試掘トレンチを設定し、重機による掘り下げの後、人力による精査作業及び記録作業を行った。トレンチの配置図は第２図参照、各トレンチの最大長、最大幅、掘削深度などは第1表参照、各トレンチの堆積状況は第３図参照。

中島遺跡の範囲を中心に6か所の試掘トレンチを設定して調査した。3号トレンチ東端から平安時代の土師器片が出土したので、出土範囲を確認するために3号トレンチの東側に4号トレンチを設定して精査したところ、地表下約20㎝以深から平安時代8世紀後半～ 10世紀後半の土師器片が多量に出土した。精査の結果をもとに、事業課を交えた現地協議を行い、4号トレンチ周辺を本調査することが決定したため、3号トレンチ北側と4号トレンチは約10㎝厚の保護層とシートによる養生措置を行って埋め戻した。

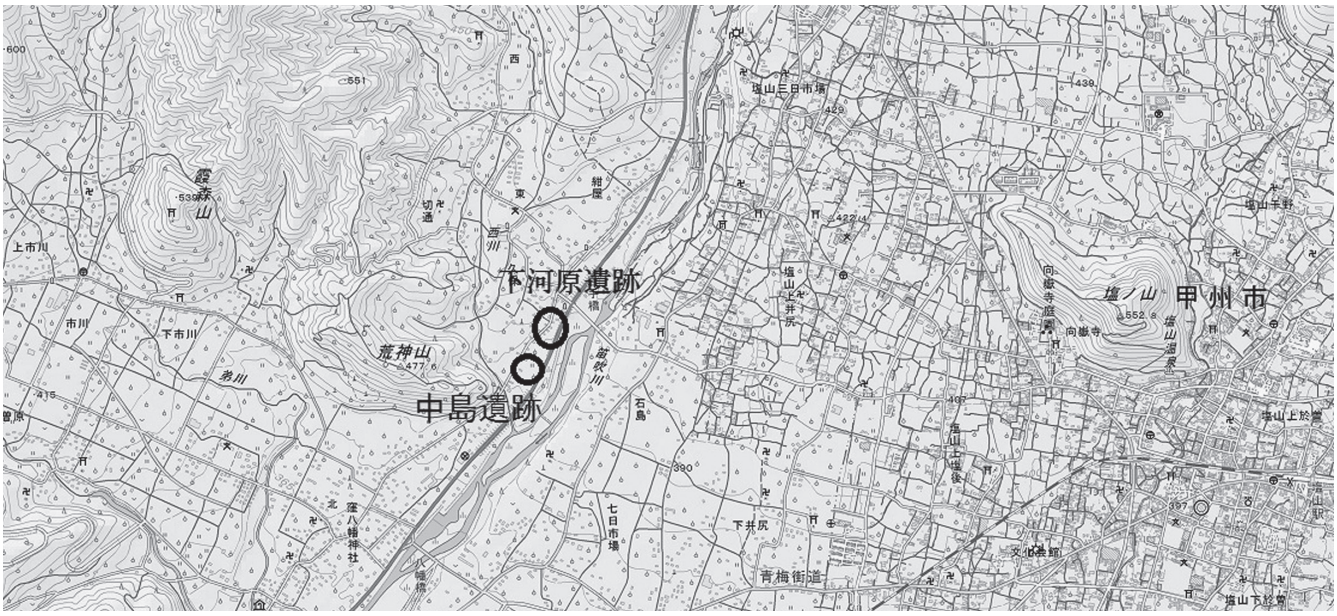

第1図　事業位置図

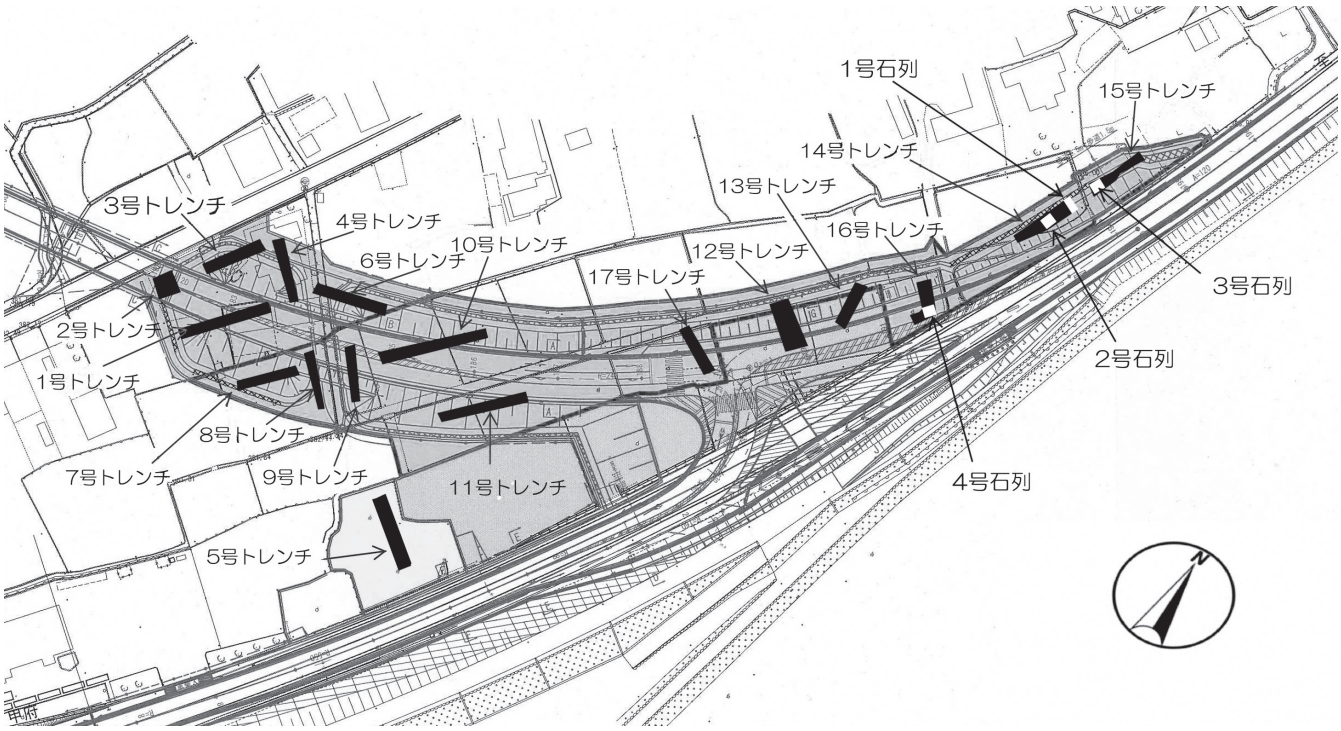

第2図　試掘トレンチ配置図

4号トレンチ周辺の本発掘調査範囲の絞り込みを目的として6号トレンチを設定して調査したところ、ここからも平安時代の土師器片が多量に出土した。そこで、本発掘調査の範囲に6号トレンチ周辺を加えた。そのため、6号トレンチは地表下70cmで掘削を止めて、約10cmの保護層とシートによる養生措置を行って埋め戻した。
7～13・17号トレンチからは、近世から近代の陶磁器片が少量出土したが、まとまった量の遺物の出土や遺構及び堤防跡に関する遺構は確認されなかった。

下河原遺跡では14～17号トレンチを設定した。14号トレンチでは、地表下約250～270cmの褐灰色砂層から直径約90cmの大形の礫が面をそろえた堤防跡の可能性が高い石列（1号石列）を検出した。この石列の範囲を確認するため、トレンチを南側へ拡張し、地表下300cmまで掘削した結果、1号石列の約3.6m南側から新たに大形の礫２つが並んだ石列（2号石列）を検出した。

15号トレンチは1・2号石列の範囲を絞り込むために14号トレンチと長軸を合わせて設定した。地表下約200～220cmの褐灰色砂層から直径約30～40cmの礫が面を上にそろえる石列（3号石列）を検出した。

トレンチNo.	最大長(m)	最大幅(m)	掘削深度(cm)	湧水深度(cm)	特記事項
1号トレンチ	南北 21.3	東西 2.1	180	140	―
2号トレンチ	南北　5.5	東西 4.8	210	210	―
3号トレンチ	南北 15.0	東西 2.1	140	140	トレンチ東端から平安時代の土師器片
4号トレンチ	東西 16.6	南北 2.5	60	－	地表下20cm以深から平安時代の甲斐型土器多量
5号トレンチ	南北 17.5	東西 3.1	210	210	―
6号トレンチ	東西 18.7	南北 1.9	130	－	地表下80cm以深から平安時代の甲斐型土器多量
7号トレンチ	南北 14.6	東西 1.9	160	160	―
8号トレンチ	南北 12.3	東西 2.1	100	100	―
9号トレンチ	南北 14.4	東西 3.0	230	210	―
10号トレンチ	東西 26.1	南北 3.2	140	140	―
11号トレンチ	東西 22.0	南北 2.5	140	130	―
12号トレンチ	南北 12.6	東西 4.9	320	160	―
13号トレンチ	南北 10.3	東西 2.7	200	170	―
14号トレンチ	東西 16.6	南北 2.8	300	250	地表下約250cm以深から1・2号石列
15号トレンチ	東西 15.4	南北 3.4	220	220	地表下約200cm以深から3号石列
16号トレンチ	南北 10.1	東西 3.6	250	220	地表下約130cm以深から4号石列
17号トレンチ	南北 13.0	東西 2.5	220	220	―

第1表　各試掘トレンチの詳細

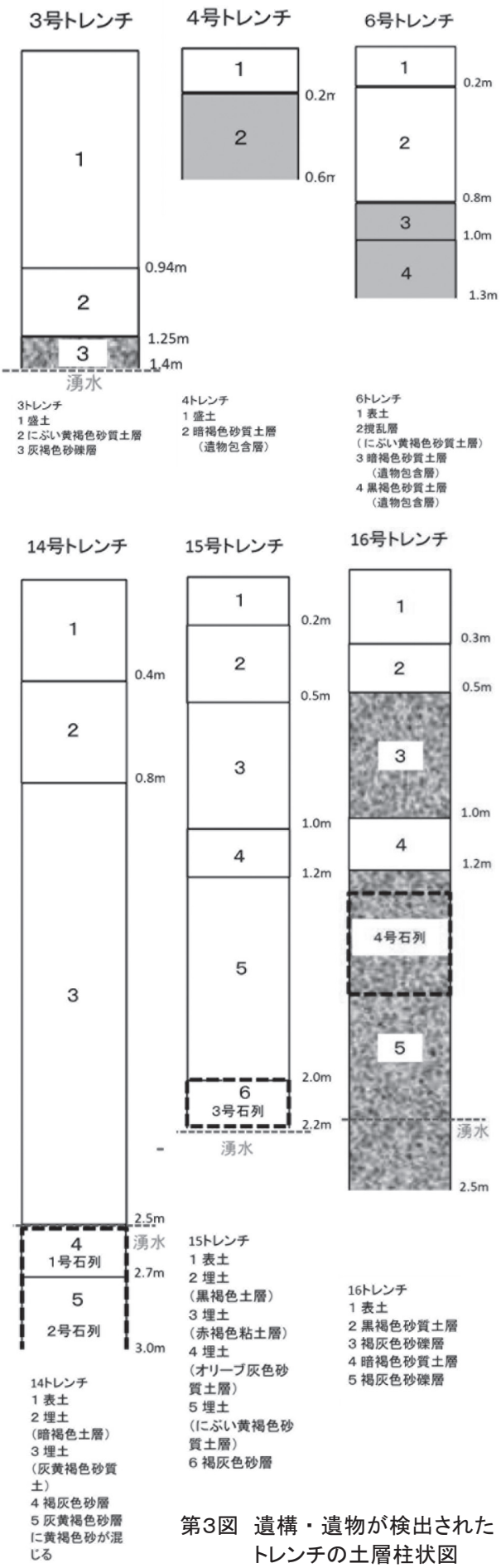

第3図　遺構・遺物が検出されたトレンチの土層柱状図

16号トレンチ東端の地表下約130cmで、大形の礫が面をそろえるように並んだ堤防跡の可能性のある石列（4号石列）が検出した。14・15号トレンチにも約10cmの保護層とシートによる養生措置をして16号トレンチは約10cmの保護層を施して埋め戻した。

最終的に中島遺跡内の3号トレンチ東端と4・6号トレンチから出土した土師器片は、平安時代の土器である。遺物が多量に出土されたことから、本発掘調査を行う必要があると判断した。

一方、下河原遺跡では、14・15・16号トレンチから合わせて4つの石列が検出された。堤防跡の時期を比定し得る遺物は出土しなかったが、石積みの形状から江戸時代以降に築成された可能性がある。当該地の笛吹川の治水・利水技術を知る上で重要な資料となるため、これらも本発掘調査が必要である。それ以外の範囲は、工事に着手しても支障はないものと判断した。

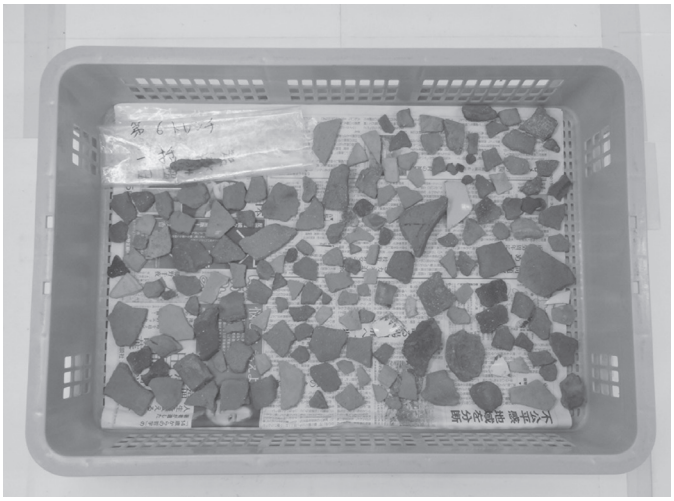

6号トレンチからの出土遺物

全出土遺物

4号トレンチの掘削状況

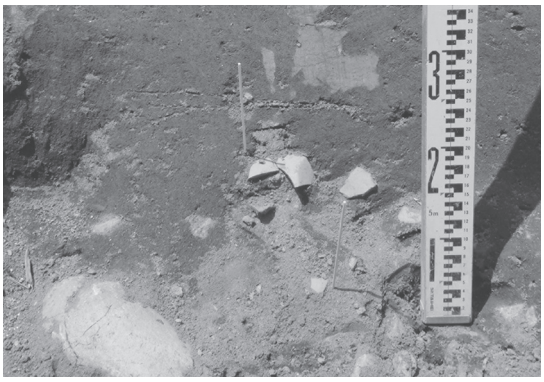

4号トレンチの土層堆積状況と土器片

底部に木葉痕のある土師器（4号トレンチ）

4号トレンチの養生措置と埋め戻し

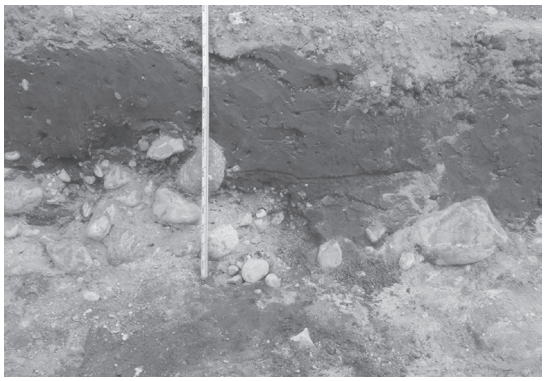

6号トレンチの土層堆積状況

4号石列（16号トレンチ）

1号石列（14号トレンチ北側）

2号石列（14号トレンチ中央）

3号石列（15号トレンチ南側）

4　子どもの心のケアに係る総合拠点整備事業　試掘　《住吉天神遺跡》

所在地	甲府市住吉二丁目 998-1	調査期間	平成 29 年 2 月 13 日～ 17 日、6 月 12 日・19 日～ 23 日
担当者	2 月：上野　桜・須長愛子・山本茂樹 6 月：笠原みゆき・塩谷風季	調査面積	2 月　448㎡（調査対象面積 6,100㎡） 6 月　327㎡（調査対象面積 7,300㎡）

調査経緯

子どもの心のケアに係る総合拠点整備事業に伴い、高度で先進的な医療・学校教育などを提供する施設が職員研修所・住吉合同庁舎跡地・中小河原合同宿舎跡地一帯に建設されることとなった。

調査対象地には、周知の埋蔵文化財包蔵地である「住吉天神遺跡」（古墳、奈良、平安時代の散布地）があることから、平成28年度に福祉保健部医務課・教育庁学術文化財課・埋蔵文化財センターとの協議が進められ、平成29年2月13日～ 17日に予定地内の北側～西側を、6月12日・19日～ 23日に南側～東側の試掘調査を2回に分けて実施した。

事業内容と結果

【2 月】

2月の試掘調査は、対象面積約6,100㎡に合計12本のトレンチを設定して調査を行った。その主な結果を第1表にまとめた。調査区内は、旧住吉合同庁舎や旧中小河原合同宿舎跡地であり、建物を解体した後砕石が敷かれた状態であった。現状では確認できないが、通称「赤道」が東西方向に延びており、これを掘削するには甲府市法定外公共物土木工事許可申請を医務課から甲府市に提出する必要があった。調査終了後、赤道の掘削部分については、掘削前の写真（遠景）、赤道にかかる各トレンチの完堀状況、埋め戻し完了状況の写真を別途提出した。掘削した12本のトレンチのうち赤道に接するのは5本で、7・11号トレンチの断面でのみ赤道を確認することができた。また、掘削したトレンチでは、おおむね地表下200㎝前後から湧水があり、それ以上深く掘ると壁面が崩れてしまい、安全が確保できないことから、それ以上深く掘削することを止めた。なお、12本のすべてのトレンチで遺構や遺物は確認されなかった。

トレンチ	大きさ(m)	深さ（㎝）	土層堆積状況
1号	2×2	300	1層：砕石と攪乱土　2層：茶褐色砂質土、3層：白色粗砂層、4層白色細砂層
2号	2×4	500	底面まで砂層
3号	2×4	500	底面まで砂層
4号	2×2	400	1層：砕石と攪乱土　2層：茶褐色砂質土、3層：灰黒褐色砂質層、4層：白色粗砂層、5層：白色細砂層
5号	2×10	500（一部）	1層：砕石と攪乱土　2層：茶褐色砂質土、3層：灰黒褐色砂質層、4層：白色粗砂層、5層：白色細砂層
6号	10×12.5	50	1層：砕石と攪乱土、2層：茶褐色土層（撹乱有り）、3層：砂層
7号	2×16.8	170	一部撹乱を受けていた、底まで砂層
8号	2×14.6	160	200㎝まで砂層
9号	7×14.8	30	200㎝まで砂層
10号	2×14	300	2層以下は砂層
11号	2×20	150	南側は地表下1mまで撹乱を受けている
12号	2×21.3	100	1層：砕石、2層：暗茶褐色土層（撹乱有り）、3層：茶褐色砂質土、4層：白色粗砂層

第1表　2月に掘削した試掘トレンチの詳細

【6 月】

6月の試掘調査は、対象面積約7,300㎡に9本の試掘トレンチを設定した。この調査では、職員研修所の駐車場部分を調査する必要があり、掘削前にアスファルト舗装にカッターを入れ、重機による掘削を行った。その後、人力によるトレンチ内の壁面・床面の精査作業を行い、遺構・遺物の有無を確認した。

職員研修所の南側駐車場地点では、南北方向に3本（13号～ 15号）・東西方向に1本（16号）の試掘トレンチ

を設定した。調査の結果、地表下約50cmまでは攪乱が激しく、ガラス瓶やプラスチック等の廃材が見られた。攪乱下部の土層堆積を観察すると水平に砂層が堆積していた。14号トレンチ10層中に摩耗した土師器片が1点確認されたが、遺構は確認できなかった。この地点に設置した4本のトレンチは、いずれも深さ2mほどで湧水が見られ、それ以上掘ると壁面が崩れるため、地下水がしみ出た深さで掘削を止めた。職員研修所北側の植栽地点は、住吉天神遺跡として周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されている。敷地の境にあるフェンスに沿って、ガス管等の埋設物があることから、掘削できる範囲が限られているので、17号トレンチのみを設置した。樹木を抜根して表土を掘ると、土壌は地表下20cm程度しかなく、その下は砕石等の入った攪乱層であった。このトレンチの基本的な層序は南側駐車場と同じで、深さ約220cmで湧水がみられた。トレンチ内の壁および床面の精査を人力で行ったが、遺構・遺物は確認できなかった。

2月の試掘調査範囲に隣接するハローワークの西側奥駐車場地点には、南東-北西方向のトレンチ1本（18号）を設置した。トレンチ内には、旧建物の廃材が多く埋められていて、深さ200cmで湧水を確認するまで掘削したが、そのほとんどが埋土であり、遺構・遺物は検出されなかった。

ハローワークの第2駐車場地点では、東西方向に1本（19号）、南北方向に2本（20・21号）を設定した。19号トレンチでは、壁面で幅1m・深さ50cmほどの落ち込みが確認できた。20号トレンチでは、湧水の見られる10層の中から摩耗した土師器片が確認できたが、遺構は検出されなかった。

【結果】

調査区全体をとおして、地表面から約50cmまで攪乱と埋め土であり、その下は砂の堆積が続き、約200cmで湧水が見られる。砂層の堆積は、数cmから数十cmと厚さに差があるもののほぼ水平なため自然堆積と考えられる。このことから、調査対象域すべてが河川の氾濫原と考えられる。19号トレンチの落ち込みも、覆土と周囲の土壌との差が明瞭でないことや遺物を伴わないこと、20・21号トレンチの断面で、同じような落ち込みが観察できなかったことから、溝として使用されていたものではないと判断した。全体で遺構は確認されず、遺物は前述の土師器片が2点のみ確認された。その土師器片が確認された明赤褐色粗砂層は各トレンチで共通する層ではなく、部分的に上流から流れ込んだ可能性がある。また、埋め戻し中に古墳時代の甕の口縁部分の破片も確認できたが、埋め土に混入したものと考える。

2回に渡る試掘調査の結果、この調査地点においては遺跡の可能性は極めて低く、工事に着手しても差し支えないと判断した。

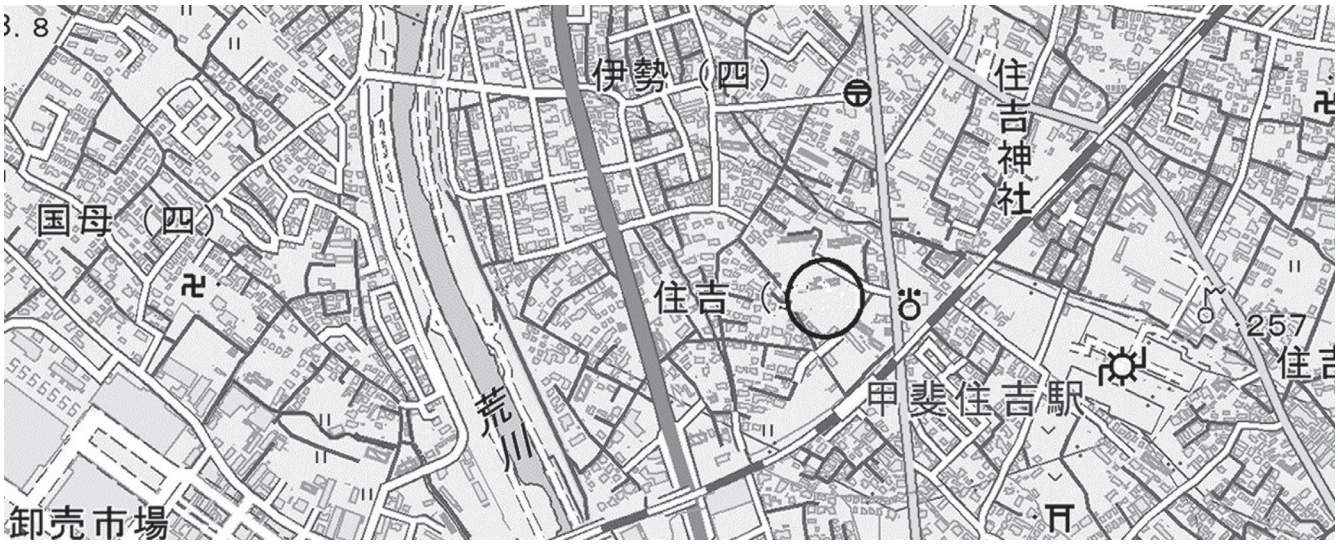

第1図　事業位置図

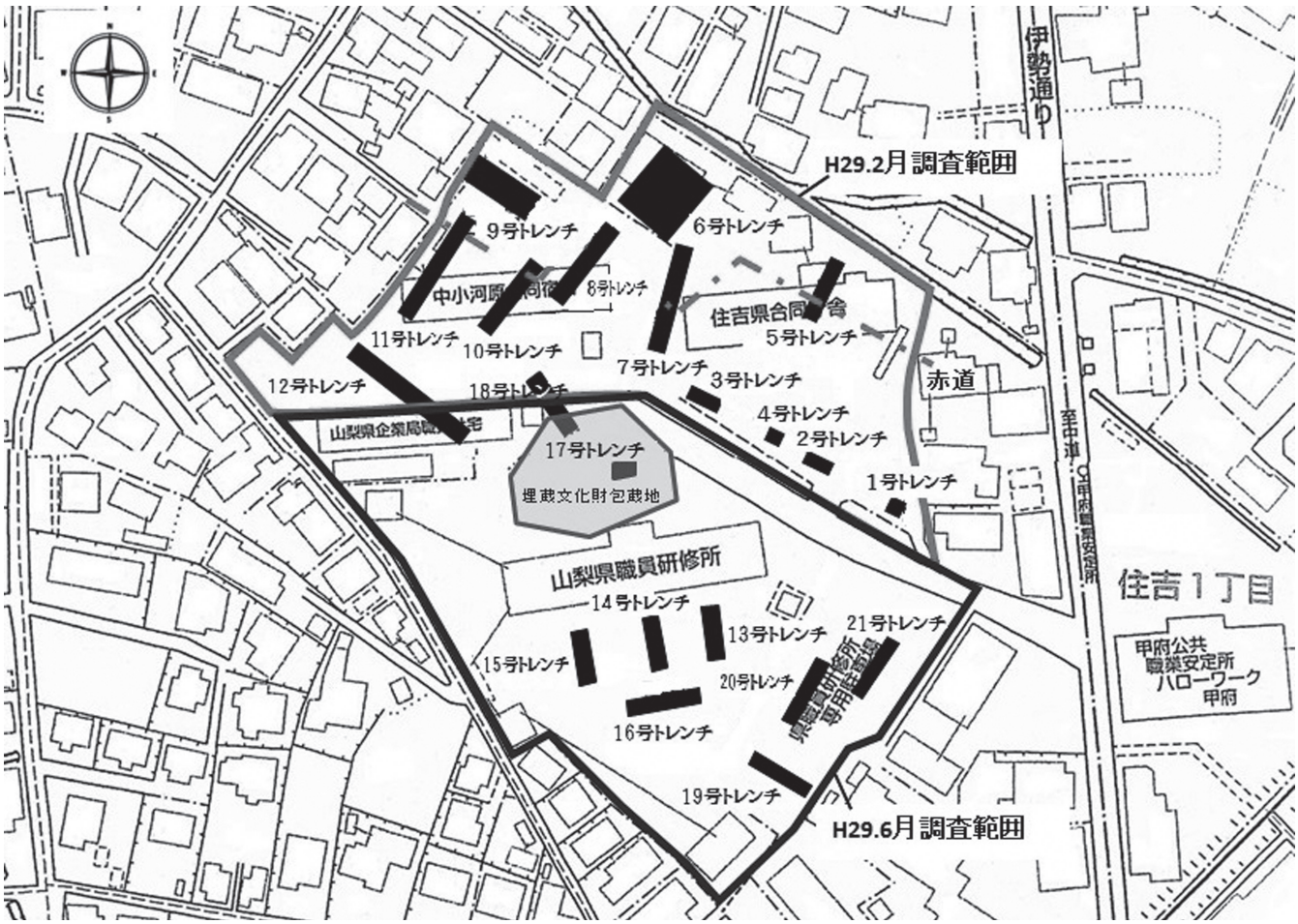

第2図　試掘トレンチ配置図

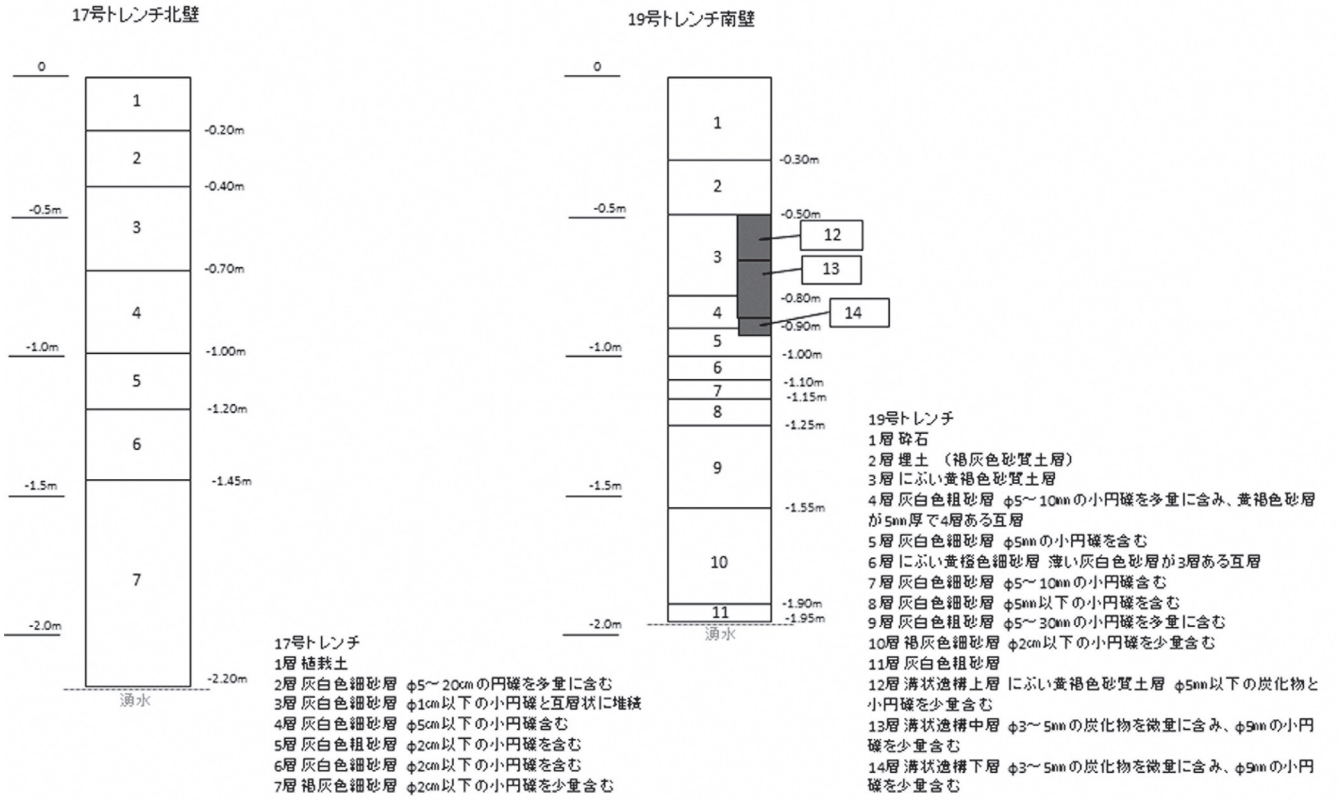

第3図　17・19号トレンチの土層柱状図

7号トレンチ土層断面

9号トレンチ土層断面

11号トレンチ土層断面

17号トレンチ全景

18号トレンチ全景

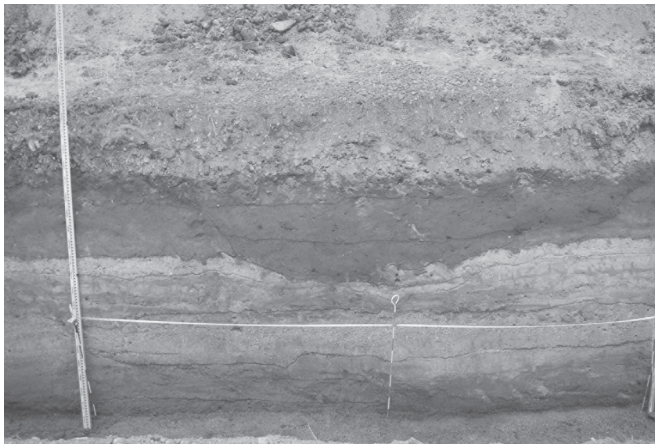

19号トレンチ土層断面

5　峡南地域単位制・総合制高校建設事業　試掘　(1)《包蔵地外》
(2)《新町前遺跡　隣接》

所在地	西八代郡市川三郷町市川大門 (1) 字新町前 1852-5・1852-6 (市川高校) (2) 字八乙女 1781-1 (町民会館西駐車場)	調査期間	(1) 平成 29 年 6 月 26 日～ 27 日・29 日、 7 月 3 日～ 5 日 (2) 平成 29 年 12 月 5 日～ 7 日
担当者	井上彰雄・塩谷風季	調査面積	(1) 約 133.7㎡ (調査対象面積 約 3,600㎡) (2) 約 129.0㎡ (調査対象面積 約 441㎡)

＊同一事業内の試掘であるが、元の所有者の違いや埋蔵文化財包蔵地との関連、調査期間などの違いから(1)と(2)に分けた。

調査経緯

本事業は県教育庁学校施設課が増穂商業高校、市川高校及び峡南高校を再編し、峡南地域への単位制・総合制高校建設に伴う試掘調査である。事業予定地は、芦川左岸の扇状地扇端部に位置する氾濫原であり、周知の埋蔵文化財包蔵地はない。本事業の試掘調査の対象は、全体の開発面積では約49,000㎡あり、その中には町民体育館と町民会館の既存の建物が含まれる。まず、建物のない市川高校グラウンド内の試掘が優先され、平成29年4月12日に学校施設課、市川高校、学術文化財課、埋蔵文化財センターの四者で現地協議を行い、6月8日付け教学文第854号で試掘依頼を受け、試掘調査を行った。一方、町民体育館と町民会館の解体工事が進まないため、先行して試掘調査が可能な箇所を断続的に調査することとなった。事業者との対応の中で、地上建造物、地下埋設物ともに影響のない町民会館西駐車場を続いて試掘することになった。

今回の調査対象地のうち、市川高校グラウンドは周知の埋蔵文化財包蔵地外であったが、試掘調査で平安時代の遺構・遺物が新たに発見されたことから文化財保護法第97条第1項に基づき、平成29年11月7日付教埋文第456号で、当該地は新町前遺跡として登録された。その後、11月27日付教学文第2632号で町民会館西駐車場の試掘依頼を受けた。町民会館西駐車場は市川高校の試掘調査地点に隣接しているため、新町前遺跡の遺構・遺物の範囲がどこまで広がっているかを調べることに主眼を置いて3日間の試掘調査を行った。

事業内容と結果

(1)市川高校グラウンド《包蔵地外》

6日間に6か所の試掘トレンチ（1号～6号）を設置し、重機による掘り下げと人力による精査及び記録作業を行った。各トレンチの最大長、最大幅、掘削深度などは第1表の通りである。

第1図　事業位置図

6月26日の掘削中に事前協議に提供された放水銃への送水管以外の集水管が複数本見つかったため、急遽、調査を停止して前記の四者で現地協議を行った。その結果、幹管は切断しないように調査を進め、枝管は必要に応じて切断した後、養生処置を行うことが決まり調査を再開した。

深掘りした1号トレンチでは、地表下約70～170cmで芦川の氾濫跡と思われる砂礫層、地表下約210～230cmで旧水田の床土層、地表下約400～520cmで砂層と湧水が確認された。2号トレンチは1号トレンチとほぼ同じ堆積状況であるが、幅9mの調査区内に1・2号トレンチの排土が置き切れないため、掘削深度を地表下200cmで止めて旧水田の床土層を確認した。3号トレンチは、地表下約185～215cmの8a層と地表下約215～240cmの8b層で平安時代の土師器片が確認され、地表下約240～265cmの9層でPitが3基検出され、これを遺構確認面とした。3基のPitのうちの2基の間隔が約1.8mあり、住居の柱穴となる可能性がある。9層以深も遺物包含層及び遺構確認面の有無を確認するために、湧水する地表下約485cmまで掘削を実施したが確認されなかった。4号トレンチは地表下約175～195cmの8a・8b層で遺物包含層が確認され、地表下約195～

第2図　試掘トレンチ配置図

トレンチ No.	最大長 m	最大幅 m	最大掘削 深度cm	湧水 深度cm	特記事項
1号	南北 6.6	東西 5.0	520	520	―
2号	南北 7.6	東西 3.3	200	―	―
3号	南北 7.6	東西 3.3	485	485	地表下240cmからPit 3基が検出
4号	南北 6.8	東西 3.5	220	―	地表下195cmから炉跡の可能性のある石組遺構が検出
5号	東西 6.2	南北 5.4	480	480	地表下195cmからPit 2基が検出
6号	東西 10.8	南北 3.4	240	―	地表下215cmからPit 7基が検出

第1表　試掘トレンチの詳細

3号トレンチのPit群

6号トレンチのPit群

220cmで石組または少量の炭化物が見られるので炉跡の可能性がある石組遺構が1基確認されたため、保護層を設けた後、シートで養生措置をしてから埋め戻した。5号トレンチは地表下約175～205cmで遺物包含層が確認され、地表下約205～220cmの遺構確認面でPit2基が確認された。5号トレンチの8層以深は1～4号トレンチの砂層ではなく砂礫層となるため、4・5号トレンチ間で堆積状況が変化することが確認できた。6号トレンチは、地表下約195～215cmで遺物包含層が確認され、地表下約215～240cmの遺構確認面でPitが6基確認されたため、保護層を設けた後、シートで養生措置した。6号トレンチでは6層以深からの粘土層は、1～5号トレンチと異なる色調の粘土層になり、地点によっては堆積状況が異なる可能性がある。

今回の試掘調査で3号トレンチから建物の柱穴の可能性があるPitが3基、4号トレンチから平安時代の炉跡の可能性がある石組遺構1基、5号トレンチからPitが2基、6号トレンチからPitが7基確認された。また、3～6号トレンチでは平安時代の土師器で底部に糸切り痕のある坏の破片や甕の破片が確認された。

これらの結果を総合的に判断して、試掘地点は周知の埋蔵文化財包蔵地外ではあるが、平安時代の遺構・遺物が多く確認されたことから、本発掘調査を行う必要がある。なお、調査の結果、地表下約155～240cmに平安時代の遺物包含層と地表下約195～240cmに平安時代の遺構確認面が存在することが判明した。

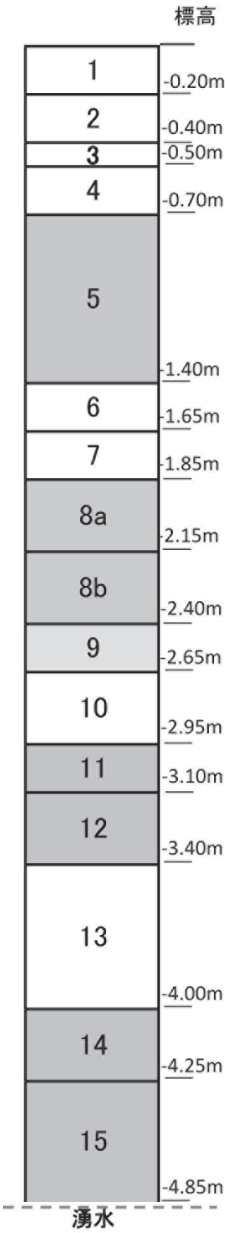

3号トレンチ東壁

1層　：グラウンドの砂
2層　：山砂層
3層　：砕石層
4層　：埋め土層（褐色土層）
5層　：鈍い黄褐色砂礫層
φ0～30cmの礫を多量に含む
6層　：鈍い黄褐色粘土層
7層　：橙色粘土層
旧水田の床土層
8 a層：鈍い黄褐色粘土層
φ1～2cmの炭化物とφ2cmの小円礫を含む
8 b層：褐色粘土層
φ1cm以下の炭化物を少量含み、φ2cm以下の小円礫を含み、雲母を微量に含む
9層　：褐色粘土層
φ1cm以下の炭化物を含む
10層　：暗褐色砂質土層
11層　：褐色細砂層
φ1cm以下の炭化物微量含む
12層　：褐色細砂層
13層　：褐色砂質土層
14層　：褐色粗砂層
15層　：褐色細砂層

第3図　3号トレンチ東壁の土層柱状図

(2)市川三郷町民会館西駐車場　《新町前遺跡　隣接》

この試掘対象地は、先に試掘を終えた市川高校グラウンドに隣接する駐車場となっている。12月5日に東西方向を主軸に試掘トレンチを幅4.6m×長さ27mの範囲で1か所設定して（第2図で町民会館敷地内の7号トレンチが該当）、アスファルト舗装を切断した。12月6日から0.4m³クラスの重機を用いて切断したアスファルト舗装の除去及び掘削と、人力による精査作業及び記録作業を行った。

トレンチ東端では1mを超えるコンクリート基礎やビニールゴミ、空き缶などのゴミが見つかった。ゴミ穴撹乱の影響のない地点で、地表下約340cmまでの土層堆積状況の記録を取った。トレンチ西側は東側では検出されなかった間層が検出する箇所で地表下約310cmまで深掘りを行い、土層堆積状況の記録を取った。新町前遺跡で確認された旧河道・遺物包含層a層・b層・遺構確認面などが色調や層厚の差異はあるものの、ほぼ同一であると確認されたので、それらの仮称を踏襲した。

トレンチ西側の遺物包含層a層(9層)とb層(10層)の境（第3図参照）から中世に帰属する青磁坏の破片1点と土師器片数点が出土し、遺物包含層b層(10層)から須恵器の破片1点と土師器の破片数点が出土した。遺構確認面(11層)からPit3基、柵列状小穴9基、金属製品1点と土師器片数点が確認された。土層堆積状況や遺構の位置を記録して、遺構は保護層を設けた後、シートで養生措置を施してから埋め戻した。

調査の結果、地表下約155～185cmに中世以降の水田床土層(8層)、地表下約170～195cmに中世の遺物包含層

a層(9層)、地表下約180 ～ 210cmに平安時代の遺物包含層ｂ層(10層)、地表下約200 ～ 245cmに平安時代の遺構確認面(11層)が存在することが確認できたので、新町前遺跡の範囲は今回の試掘調査地点まで広がると判断する。

本事業では、周囲の町営施設を解体して新設校舎等を建設する予定であるが、水田の床土層や遺物包含層、遺構確認面が地下深くに存在することから破壊されずに残っている可能性があり、開発事業に先立って埋蔵文化財の調査対応が必要と判断する。

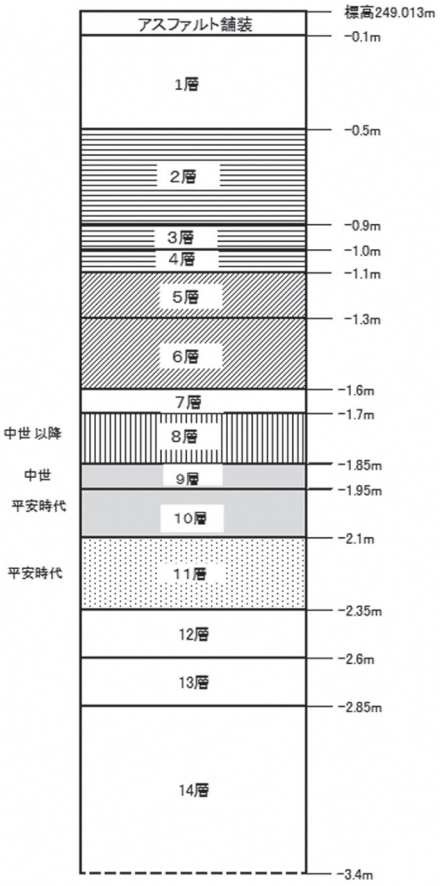

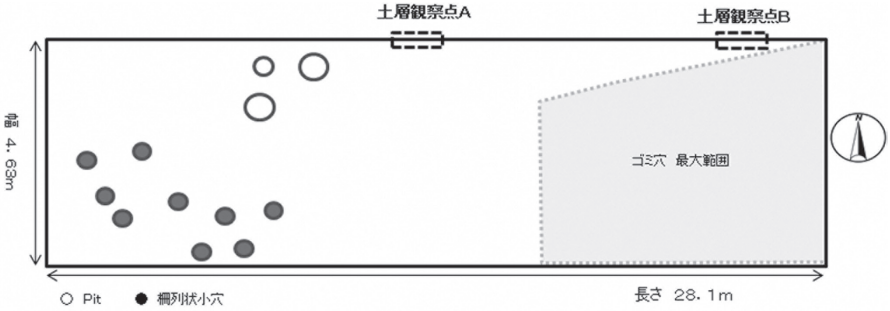

第4図　7号トレンチでの遺構検出状況

1層　砕石
2層　埋土（明褐色土層）　ゴミ混入
3層　埋土（暗青灰色砂質土層）　ゴミ混入
4層　埋土（にぶい黄褐色土層）　ゴミ混入
5層　旧河道の氾濫跡　今回新たに検出　（にぶい黄褐色砂質
6層　旧河道の氾濫跡　（にぶい黄褐色砂礫層）
7層　褐灰色シルト層
8層　水田の床土層　（灰白色粘土層）植物の痕跡が多量
9層　遺物包含層a層　（褐灰色砂質土層）
10層　遺物包含層ｂ層（明黄褐色砂質土層）
11層　遺構確認面（褐灰色砂質土層）
12層　にぶい黄褐色砂礫層
13層　にぶい黄褐色砂礫層
14層　にぶい黄褐色砂礫層

第5図　7号トレンチ西側の土層柱状図（第4図の観察点A）

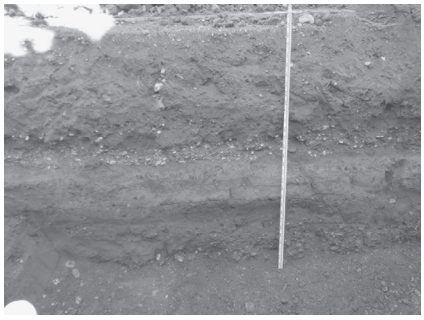

7号トレンチ西側深掘りでの
土層堆積状況

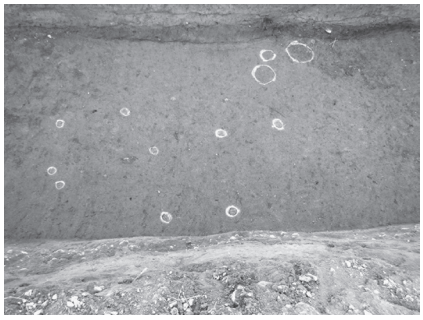

7号トレンチのPit群

7号トレンチから出土した
青磁坏の破片

6　甲府工業高校専攻科建設事業　試掘(1)《包蔵地外》
(2)《塩部遺跡》

所在地	(1) 甲府市飯田三丁目 地内 (2) 甲府市塩部二丁目 2266-1	調査期間	(1) 平成 29 年 7 月 10 日～ 7 月 12 日 (2) 平成 29 年 11 月 28 日～ 12 月 1 日
担当者	笠原みゆき・井上彰雄・長田隆志	調査面積	(1) 202.7㎡（調査対象面積約 5,400㎡） (2) 115.5㎡（調査対象面積　2,125㎡）

＊同一事業内の試掘であるが、調査地や埋蔵文化財包蔵地との関連、調査期間などの違いから(1)と(2)に分けた。

調査経緯

甲府工業高校は、周知の埋蔵文化財包蔵地である塩部遺跡内に位置する。専攻科の校舎（約1,000㎡）を敷地内のテニスコートと弓道場の位置に新規建設し、その代わりとしてテニスコートと弓道場を、甲府市飯田三丁目の旧県職員宿舎跡地に移設することになった。移設予定地は、現状では埋蔵文化財の存在について確認がされていないが、試掘調査等の埋蔵文化財保護の対応が必要となるため、平成29年4月12日に学校施設課、学術文化財課、埋蔵文化財センターで整備事業内容の確認と試掘調査に向けた日程等について現地協議を行った後、調査計画を立てた。ところが、現地協議後に学術文化財課が実施した住民説明会で手違いがあり、予定していた試掘トレンチが減ることとなったため、試掘面積を調査区全体の5％になるべく近くなるように試掘トレンチの幅や長さを変更した。その後、平成29年6月2日付教学文第1177号で学術文化財課から試掘依頼を受け試掘調査を実施した。

一方、専攻科校舎は現在のテニスコートと弓道場の位置に建設するため、引き続き平成29年４月12日に前記三者で事業内容の確認と試掘調査に向けた日程等について現地協議を行った。テニスコートの代替地の確保、フェンスの取り外し、アスファルトカッターの導入などを調整し、再度、学校施設課・業者・埋蔵文化財センターで工程等について現地打合せの後、平成29年11月24日付教学文第2592号で学術文化財課から試掘依頼を受け、試掘調査を実施した。

事業内容と結果

(1) テニスコート・弓道場移設予定地（甲府市飯田三丁目 地内）

試掘範囲に合計４本の試掘トレンチと遺構確認のためのサブトレンチを3か所に設定して調査を行った。調査では、調査区東側のテニスコート移設部を中心に、旧県職員宿舎の基礎部を避ける形でトレンチを設定し、重機による掘削及び人力による精査作業と記録作業を行った。

1・2号トレンチの埋土下部の土層を観察すると、水平に何層も砂質土が堆積しており、3・4号トレンチを設

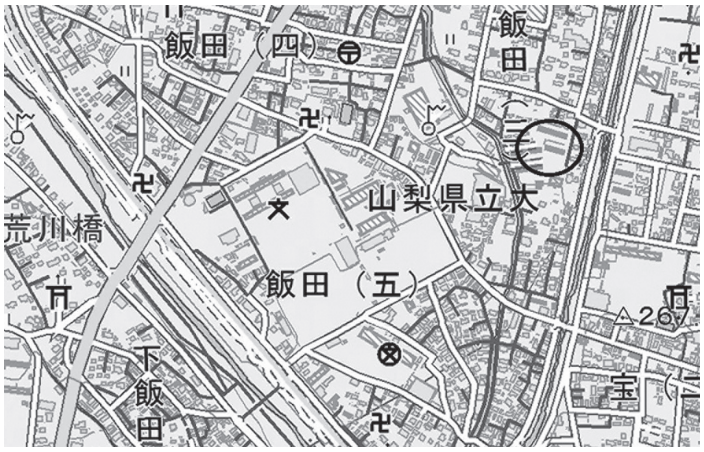

第1図　事業位置図

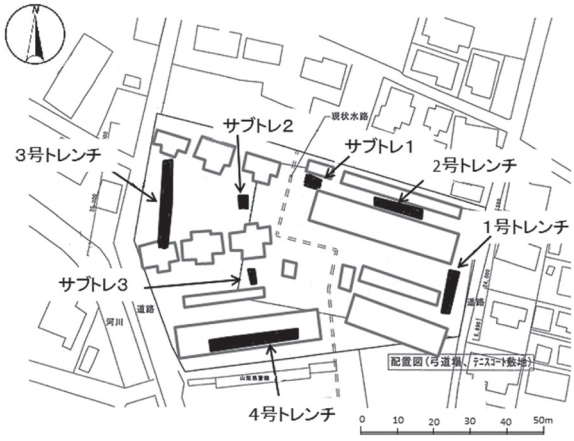

第2図　試掘トレンチ配置図

定した調査区西側では、調査区東側に比べて埋土が厚く堆積している状況が見られた。また、各トレンチの現地表下150～200cm付近からは湧水が確認された。

2号トレンチ西側に入れたサブトレンチ１の現地表下240cmの黒褐色粘土層からは、木杭が2本確認された。調査範囲が狭く、また湧水により壁が崩れ易かったため、写真記録を行って埋め戻した。木杭は、遺物等を伴っていないため、時期は不明である。それ以外の遺物では、近世の陶磁器片2点が2号トレンチから検出されたが、遺構は検出できなかった。サブトレンチ2で、黄褐色砂質土層の下から近世の水田の水位を保つための粘土層（床土）と思われる土層が確認された。遺構は確認されていないが、平安時代の土器片1点と近世の陶磁器片1点が3号トレンチから検出された。4号トレンチは、トイレのピットを設けるために現地表下300cmまでの掘削が予定されている地点である。ここではトレンチを東西方向に入れたが、現地表下155cmまでは攪乱が激しく、ガラス瓶やプラスチック等の廃材が見られた。また、湧水もあり、調査区の壁が崩落し易い状況であったため、掘削深度が浅くなってしまった。

いずれの調査地点からも遺構は確認できなかったが、遺物は3号トレンチから平安時代の土器片、2・3・4号トレンチから近世の陶磁器片が出土した。いずれの遺物も、湧水のあった黄褐色砂質土の直下から検出されている。全体では、黄褐色砂質土層の下から近世の水田の水位を保つための粘土層（床土）と思われる土層が確認さ

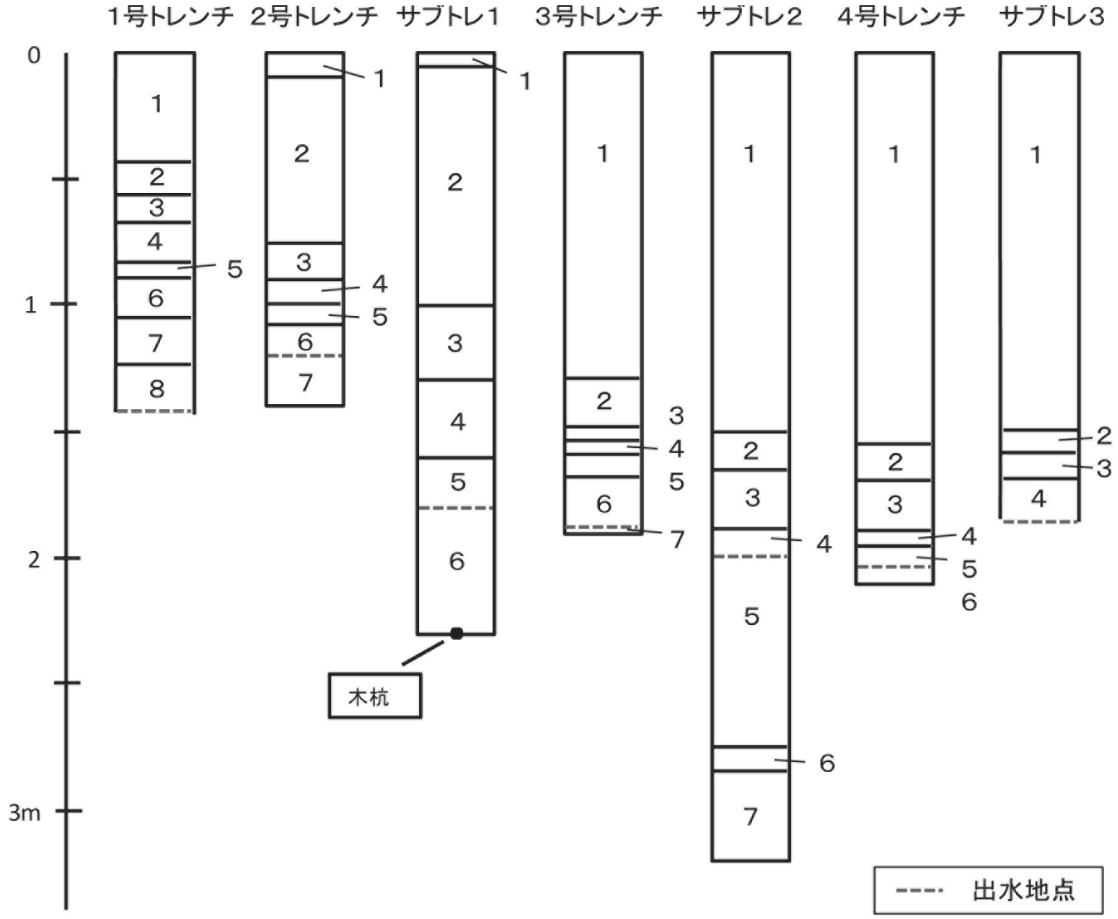

1号トレンチ	2号トレンチ	3号トレンチ	4号トレンチ	サブトレンチ1	サブトレンチ2	サブトレンチ3
1 砕石	1 砕石	1 埋土	1 埋土	1 砕石	1 埋土	1 埋土
2 埋土	2 埋土	2 黒褐色砂質土	2 黒褐色土	2 埋土	2 黒褐色砂質土	2 黒褐色砂質土
3 黒褐色砂質土	3 褐色砂質土	3 褐灰色砂質土	3 褐灰色砂質土	3 黒褐色砂質土	3 暗褐色砂質土	3 暗褐色砂質土
4 褐灰色砂質土	4 褐灰色砂質土	4 暗赤褐色砂質土	4 暗褐色砂質土	4 黄褐色砂質土	4 明黄褐色砂質土	4 褐色砂質土
5 黒褐色砂質土	5 オリーブ黒色砂質土	5 オリーブ黒色砂質土	5 黄褐色砂質土	5 暗褐色砂質土	5 褐灰色砂質土	
6 黄褐色砂質土	6 灰黄褐色砂質土	6 褐色砂質土	6 褐灰色砂質土	6 黒褐色粘質土	6 灰色砂質土	
7 褐灰色砂質土	7 黄褐色砂質土	7 褐灰色粘質土			7 褐灰色シルト質土	
8 暗褐色砂質土						

第3図　土層柱状図

れた。遺物は、平安時代の土器片１点と近世の陶磁器片５点が出土しているが、周囲からの流入と思われる。

これらの結果から、山梨県教育委員会埋蔵文化財事務取扱要項第３条に基づき、遺構も確認できなかったのでテニスコートと弓道場の移設地点においては、工事に着手しても差し支えないと判断される。

(2) 専攻科校舎建設予定地（甲府塩部二丁目2266-1）

11月27日に弓道場北側のアスファルト舗装除去とテニスコートのフェンス撤去を行った後、試掘調査を開始した。調査は、重機による掘削及び人力による精査作業と記録作業で、弓道場に1か所とテニスコートに4か所の試掘トレンチを設定し、最大400cmまで掘り下げを行った。

弓道場北側の駐車場部分の５号トレンチ（長さ10.3ｍ×幅３ｍ×深さ376cｍ）では、地表下240cmの黒褐色粘土層(7層)から木杭が南北方向に並ぶ様子が確認された。木杭は、遺物等を伴っていないため、時期は不明である。木杭の確認された部分を一部深掘りしたが、砂質土層（8～9層）が200cm以上続き、遺構・遺物等は出土しなかった。

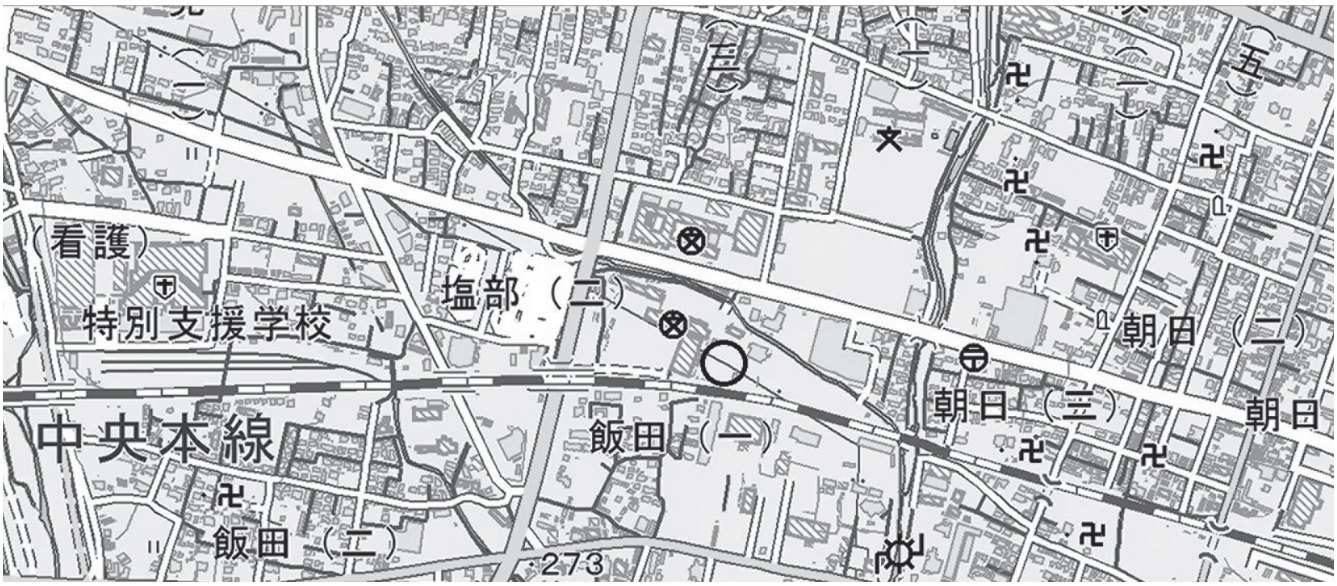

第４図　事業位置図

テニスコート内には、試掘トレンチを４本設定した。調査区南側の東西方向に入れた6号トレンチ（長さ10.7ｍ×2.2ｍ×深さ400cｍ）では遺構は確認されていないが、土器片1点が地表下148cm地点の土層（12層）から検出された他、甲府空襲で投下されたと考えられる焼夷弾の残骸が粘土層（17層）に突き刺さるような形で確認された。また、植物の痕跡が見られる砂質土（18層）が地表下200～320cmから確認されたが、時期を特定できるような遺物は出土していない。駿台甲府高校側に入れた7号トレンチ（長さ10.1ｍ×幅2ｍ×深さ260cｍ）は、水田の床土直下（7層）から、深さ20cmの溝跡（9層）が1条、東西方向に確認された。また、8号トレンチ（長さ

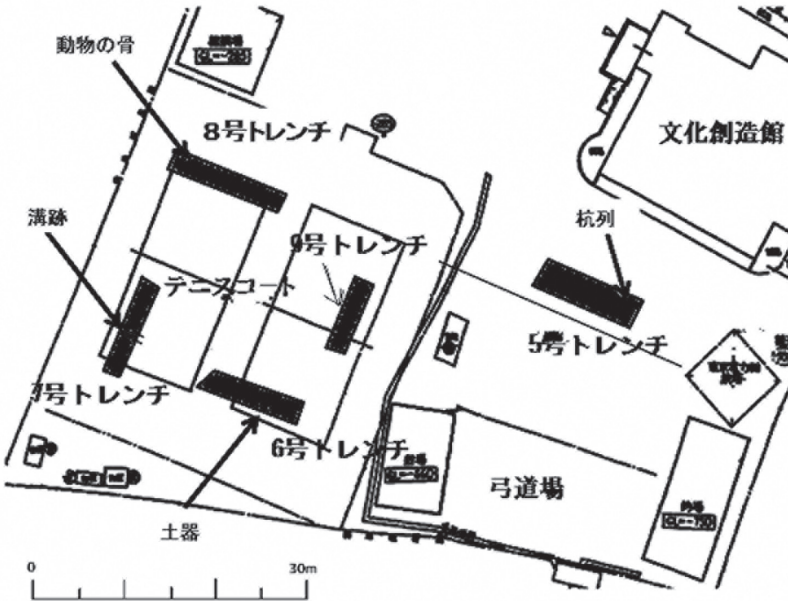

第５図　試掘トレンチ配置図と遺構・遺物の検出地点

12.3ｍ×幅2.1ｍ×深さ235ｃｍ）では、イヌと思われる動物の骨の一部が表土直下（8層直下）の地表下96cm地点から検出されている。8号トレンチからは､他の試掘トレンチで確認された水田の水位を保つための粘土層（床土）（10層）が確認されなかった。9号トレンチ（長さ7.5ｍ×幅2ｍ×深さ285ｃｍ）においても遺構・遺物は検出されなかった。

試掘調査の結果、主な遺構は、7号トレンチから確認された近世から近代にかけての溝跡1条で、遺物は、土器片1点と陶磁器が少量出土しているのみで、遺構・遺物の密度は極めて散漫である。このことから、『山梨県教育委員会埋蔵文化財事務取扱要項』第3条に基づき、専攻科校舎の建設が予定されているテニスコートと弓道場地点においては、工事に着手しても差し支えないと判断される。

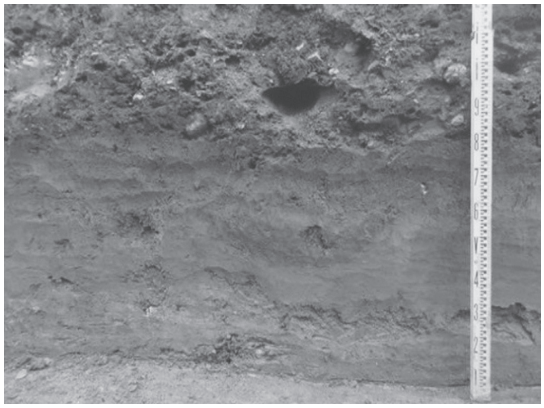

溝跡確認状況（7号トレンチ）

動物の骨の出土状況（8号トレンチ）

木杭出土状況（5号トレンチ）

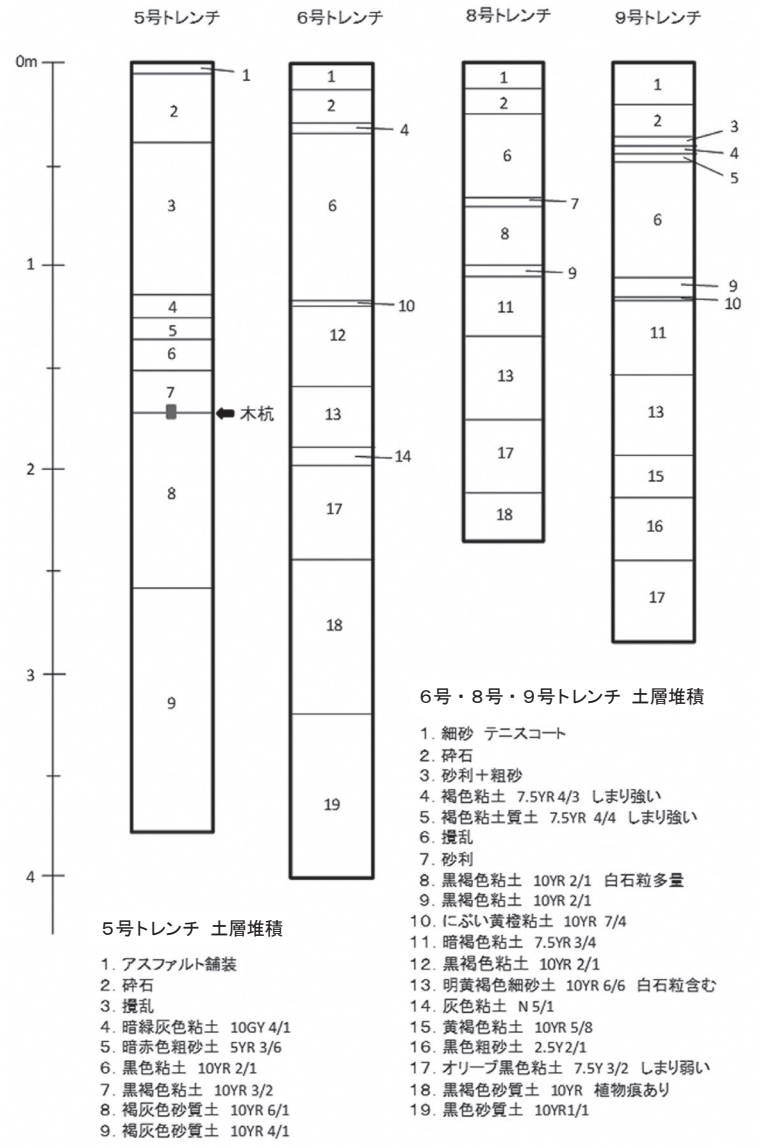

第6図 各試掘トレンチの土層柱状図

7　山梨県立高等支援学校桃花台学園浄化槽改修事業　試掘《 狐原遺跡 》

所在地	笛吹市石和町中川 1400 (山梨県立高等支援学校桃花台学園内)	調査期間	平成 29 年 11 月 8 日・9 日
担当者	吉岡 弘樹・高左右 裕	調査面積	15㎡（調査対象面積　78㎡）

調査経緯

県立高等支援学校桃花台学園の浄化槽は、現在、道路を挟んだ西側に設置されており、この浄化槽をグラウンド内南西隅の倉庫前に移し、さらに浸透桝を付属して埋設することになった。埋設位置は周知の埋蔵文化財包蔵地である狐原遺跡に含まれており、掘削深度はGL-320cm以上になることから、当該地において埋蔵文化財が確認される可能性が考えられる。よって、試掘調査等の埋蔵文化財保護の対応が必要となるため、平成29年10月11日に現地で事業者と協議を行った。その中で事業者側から埋設位置を変更して欲しいとの要望があり、改めて事業者側が埋設位置を調整し、10月17日に再度協議を行った上で試掘調査を実施した。

事業内容と結果

試掘調査は、重機による掘り下げと人力による精査及び記録作業にて調査を行った。浄化槽及び浸透桝の埋設予定箇所に幅約1ｍの試掘トレンチを南北方向に掘り、それに直交する形で東西方向へ幅約1ｍのトレンチを開口させて調査を進めた。

主たる南北トレンチの北側にはコンクリート製の水管が南西から北東に向けて伸びており、一方、南側には建物の基礎と思われるコンクリートが、埋設箇所の南西隅に南北約2.6m、東西約3mの大きさで埋設されていることが判明した。そのため、この部分については調査できなかった。南北トレンチの中央部では、約80cmの埋土の下に旧耕作土とみられる約20cmの褐色土層があり、さらに約30cm下の黒褐色土層から平安時代を主とする土師器片が20片ほど出土した。さらに、同様の土層から土坑が1基確認され、中からは平安時代の土師器片が1片出土しており、この層位が遺跡の主体層になると思われる。この黒褐色土層は、前述した北の水管と南のコンクリート基礎の下に潜り込んでおり、これらの下には遺構や遺物が存在している可能性がある。

調査終了後、遺構保護措置として20cmほど埋土を入れた後に、土のう袋を緩衝材として上に置いてから、試掘トレンチを埋め戻した。

この調査の結果、浄化槽の埋設予定地から平安時代の遺物包含層である黒褐色土層が確認され、土層中から土

第1図　事業位置図

坑が1基、平安時代の土師器の口縁部や底部などが20点ほど見つかった。平成6年には、グラウンド北に隣接する旧園芸高校教習所地点で発掘調査が行われ、平安時代の集落跡が多数検出されている。今回の調査においても、平成6年の調査とほぼ同じ層位が確認でき、遺物も同層から出土していることから、検出された集落跡が当地点まで連続している可能性がある。よって、今回の埋設工事前に事業者が水管などの除去を行った後に、埋蔵文化財の保護措置を執る必要がある。よって、早急に協議を行った結果、本年度内に本調査を実施することになった。

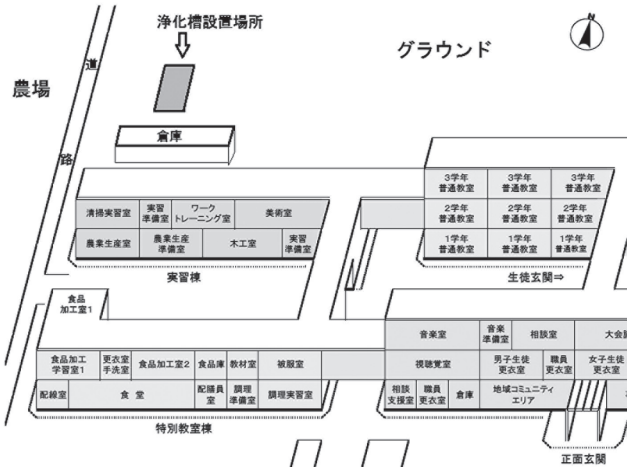

第2図　調査位置

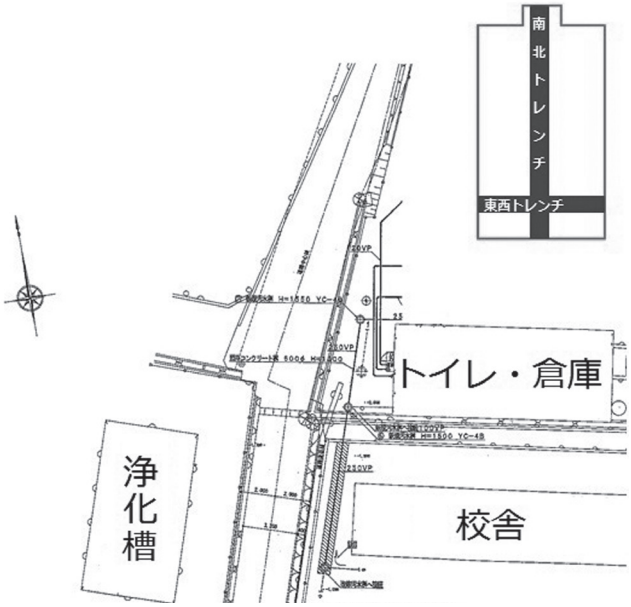

第3図　試掘トレンチ位置図

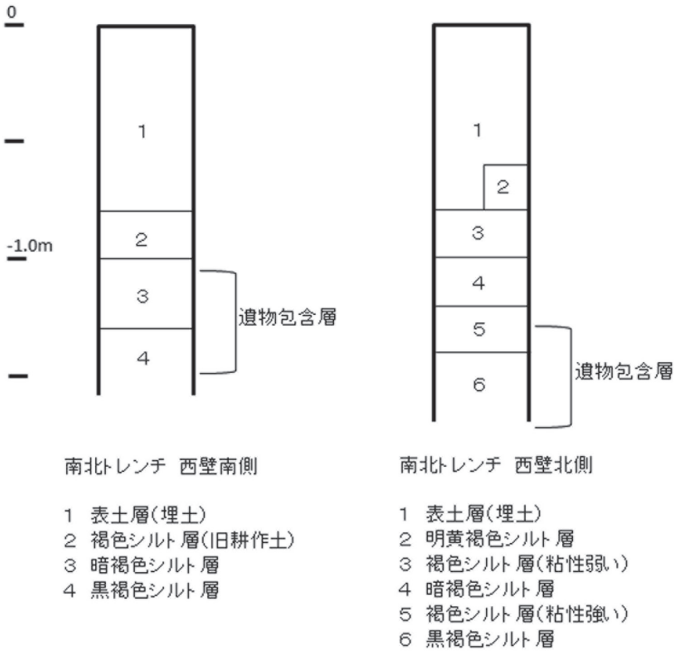

第4図　土層柱状図

南北トレンチから出土した土師器

南北トレンチより検出の土坑

8　国道411号古府中環状浅原橋線改良事業　立会《甲府城下町遺跡》

所在地	甲府市中央二丁目地内	調査期間	平成29年1月6日･10日～11日･16日～18日･21日・23日・30日
担当者	熊谷晋祐・井上彰雄・塩谷風季	調査面積	125㎡（調査対象面積375㎡）

調査経緯

国道411号古府中環状浅原橋線改良事業に伴い、周知の埋蔵文化財包蔵地である甲府城下町遺跡内の掘削工事が計画されたため、立会調査を行った。工事の内容は、国道411号の拡幅及び、電線を埋設するための共同溝掘削工事、甲府市上下水道局と東京ガスによる水道管とガス管の管路掘削工事である。

本事業に伴う立会調査のうち国道南側で実施した立会調査について報告する。調査内容については『山梨県内分布調査報告書（平成28年1月～12月）』（山梨県教育委員会2017。以下、「前年度報告」という）にて、「工程⑤」として途中まで報告しているが、本調査はその継続である。立会調査は、重機により慎重な掘削を指示しながら、掘削中に遺構が検出された場合や遺物が出土した場合は、適宜重機による掘削を止め、埋蔵文化財センター職員が人力による精査を実施した。必要に応じて測量・写真等の記録を取った。平成28年度を通じて実施された本事業では、出土遺物量が土器･陶磁器で合計すると整理用コンテナ4箱、木製品で合計4箱分の出土があった。なお、遺構番号については、「前年度報告」から連続する番号をそれぞれ付し報告することとした。

事業内容と結果

「NTT甲府支店西」交差点の南東部において、既に設置済みの特殊部から、平成28年度に埋設した特殊部（大）までの間の区間で掘削が行われた。調査区幅は約1.5mから2.4mで、総延長は約60mとなる。撹乱が深く及んでいる箇所は、江戸時代の遺構面が既に失われている様子を確認したため、一部区間は慎重工事における対応とした。このうち、特殊部と管路の西側区間については「前年度報告」で報告済みである（3区・4区）。

調査の結果、特殊部（小）より西側では、一部南側で江戸時代の地層が確認されるが、基本的には既掘の範囲における掘削である。特殊部（小）から東側では、掘削範囲の南壁から20cmほどの幅で、江戸時代の遺構面が良好に残存しており、壁面観察から複数にわたる生活面が確認できる（第2図　土層断面図1,2）。この土層断面図を作成した中間地点で、4号埋桶遺構が見つかった。側板に孔を持つもので、接続する竹筒状の木樋が壁面で確認された。特殊部（大）地点付近においては、江戸時代の遺構面は南壁から幅60cmで残存しており、地表下88cmで4号焼土土坑の続きと考えられるプランが検出された。この土坑は、なおも南側に続いている様子が壁面で確認できる。3号焼土土坑は、12月の調査中に壁ごと崩落しており、遺構は残存していなかった。また、掘削地点東端の壁面では、4号水路の断面と、5号焼土土坑の掘り込みが確認された（第3図）。

調査地点は、甲府城下町の三の堀に囲まれた新府中の町人地にあり、屋敷地を横断するように発掘調査した事例はこれまでも少なく、検出された遺構は町人地の歴史を復元する上で重要である。4号埋桶遺構は樋を残した事例として貴重である。3号焼土土坑～5号焼土土坑は、3号焼土土坑及び4号焼土土坑から18世紀後半以降の遺物が出土しており、覆土が焼土であることから、19世紀段階の地震、あるいは火災による廃棄土坑であると想定できる。それぞれ近接するが、同時期に掘り込まれたものかは不明である。

今回の立会調査では、甲府城下町遺跡の範囲内において、近世甲府城下の町並みが良好に地中に埋蔵されていることが明らかになった。埋蔵文化財の記録保存を行うためには、工事内容や工法について事業者と情報を共有することが不可欠である。今後も市街地における開発行為に当たり、必要な保護措置を執るために事前に十分な協議を行うことが望まれる。

第1図　事業位置図

番号	遺跡名	遺　構	部　材	縮　尺	法量（cm）			備　　考
					長　径	短　径	厚	
1	県内分布 甲府城下町遺跡	2号埋桶 5点	側板	1/6	33.2	11.2	1.7	
2					33.4	9.6	1.8	
3					33.2	8.4	1.6	
4					33.3	9.3	1.6	
5					33.5	8.7	1.7	
6		3号埋桶	蓋	1/10	52.7	(52.7)	2.1	持ち手の痕跡あり
7			底板		40.6	8.8	2.5	側面釘痕あり
8			側板		54.5	5.0	2.7	円孔あり
9					27.0	7.1	2.1	円孔あり
10					54.9	7.3	2.1	
11					54.7	7.0	2.5	
12					54.7	7.6	2.6	
13					54.8	5.6	2.4	
14					54.6	7.2	2.0	
15					55.3	7.4	2.3	
16					54.6	3.7	2.5	
17					54.7	5.3	2.2	
18					54.8	3.5	2.3	
19					55.3	7.8	2.3	
20					54.7	6.8	2.4	
21					54.6	5.7	2.6	
22					55.0	5.3	2.5	
23					54.4	6.1	2.2	
24					54.7	6.4	2.4	
25					41.1	2.8	1.5	
26					54.9	7.9	2.5	
27			持ち手？		36.2	2.3	1.5	釘痕あり
28					54.9	6.8	2.7	釘痕あり
29		4号埋桶 11点	底板	1/6	25.1	25.1	2.9	
30			側板		33.3	9.0	1.7	
31					33.7	10.1	1.9	
32					33.5	9.0	1.8	円孔あり
33					33.7	7.2	1.8	円孔あり
34					33.5	7.2	2.1	
35					33.5	8.9	2.0	
36					33.5	8.0	1.7	円孔あり
37					33.8	10.0	1.7	
38					33.6	5.1	1.7	
39					33.7	6.0	2.0	
40		1区遺構外	桶底板	1/4	44.3	13.7	2.0	側面釘痕あり
41		2区遺構外			24.5	8.1	1.5	側面釘痕あり
42		2区遺構外			24.0	7.9	2.7	
43		1区遺構外	敲具？		26.5	5.8	3.4	黒色物付着
44		1区遺構外	箸		25.8	0.65	0.6	
45		1区遺構外			22.1	0.55	0.41	

第1表　出土遺物構成表

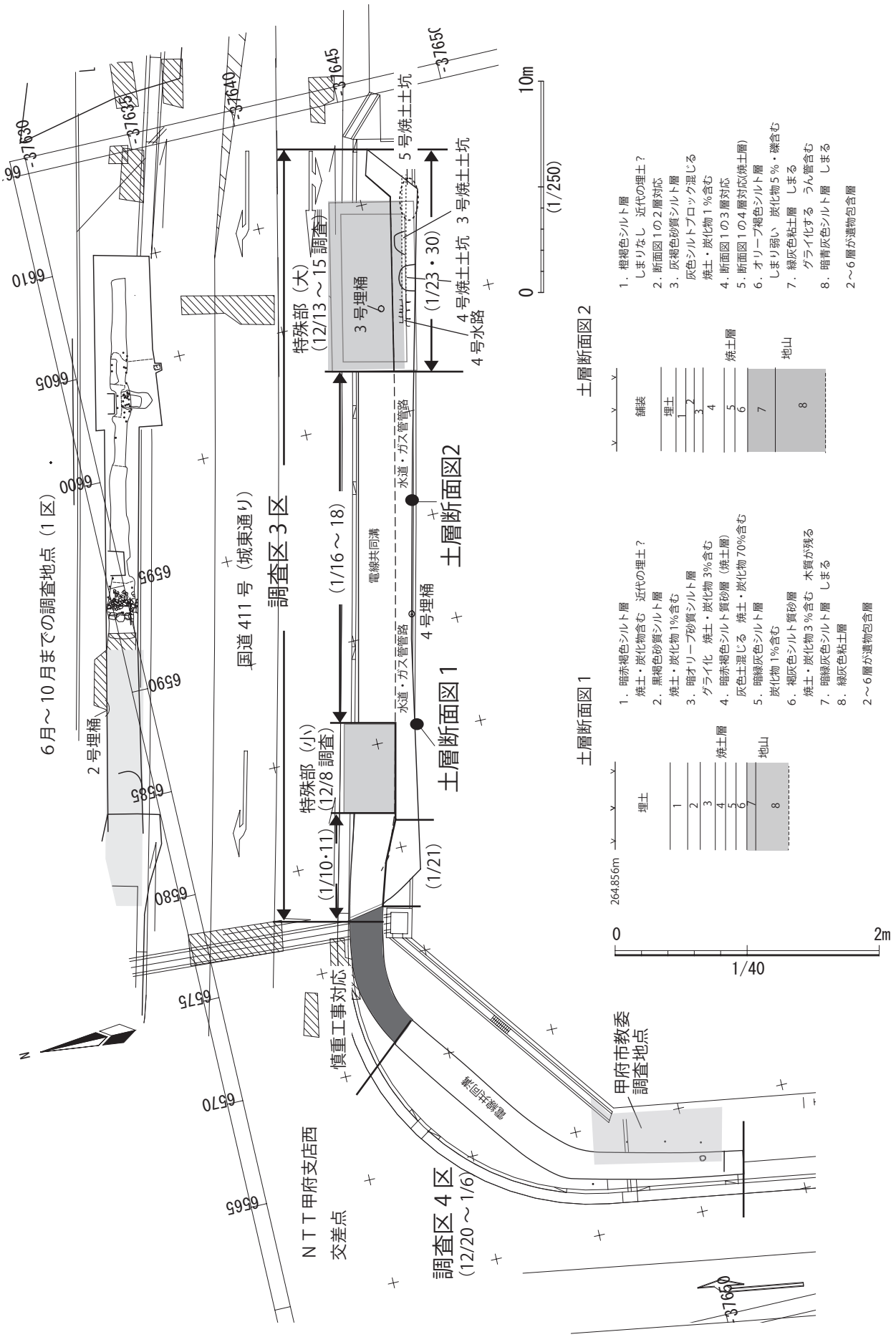

第2図　立会地点（調査区全体図）

特殊部（大）周辺の遺構詳細図

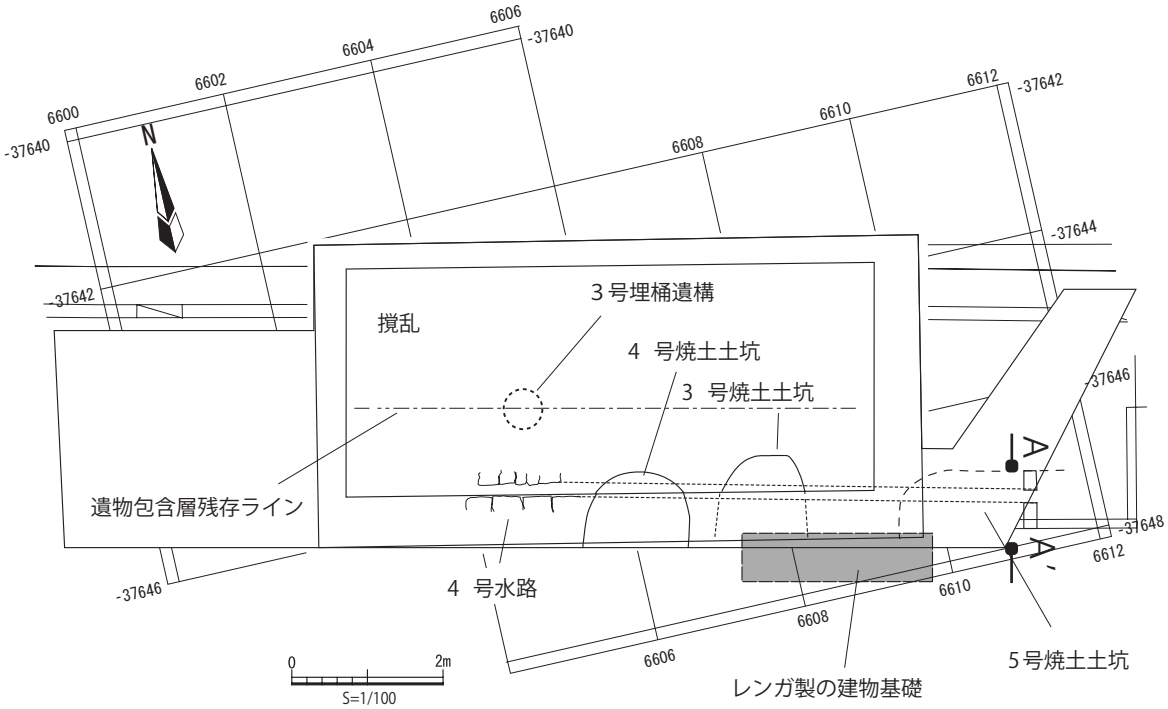

4 号埋桶遺構
検出状況をもとにした復元図

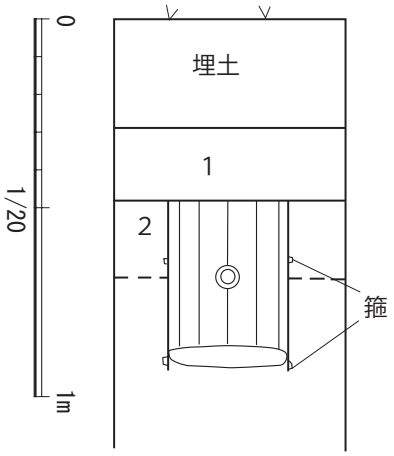

1．緑灰褐色シルト層
　礫・炭化物含む
2．灰黄褐色砂質シルト層
　焼土・炭化物少量含む

4号水路・5号焼土土坑
南北セクション図

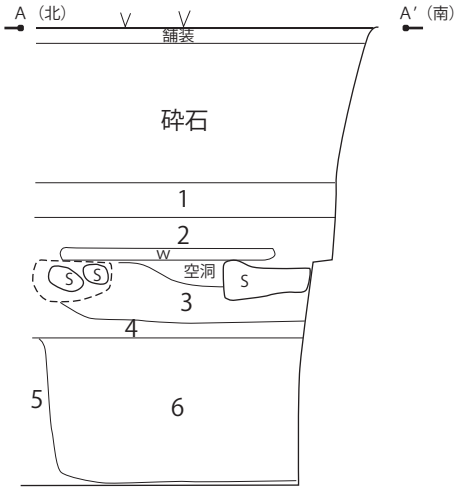

1．暗褐色粗砂層　炭化物少量含む
2．黒褐色砂質シルト層　褐色砂混じる
　焼土・炭化物を含む　礫含む
3．褐灰色シルト層　砂のブロック含む
　ラミナが確認される　4 号水路の覆土
4．黄褐色シルト質砂層
　焼土ブロック（中）・炭化物を 60%含む（焼土層）
5．オリーブ黒色シルト層　炭化物 5%含む
6．極暗赤褐色　焼土ブロック（大）・炭化物を 70%含む
　5 号焼土土坑の覆土

第3図　遺構詳細図

出土遺物（木製品）の報告（第４～７図）

平成28年度に実施した国道411号古府中環状浅原橋線改良事業に伴う甲府城下町遺跡の立会調査では、合計4基の埋桶遺構（1号埋桶は井戸の可能性もある）が検出されたほか、木製品がいくつか出土した。調査地点は湧水するような低湿地帯で、遺存状況もよい。出土遺物は平成29年3月に実測を行い、同じく29年11月～12月にかけてデジタルトレースを委託した。

今回報告するのは、2号埋桶の側板5点、3号埋桶の蓋、底板破片、側板19点、持ち手部分と推定されるもの2点、4号埋桶の底板、側板10点、遺構外出土遺物のうち桶などの曲げ物類の底板が3点、敲具と推定されるもの1点、箸2点の合計45点である。2号埋桶、4号埋桶については調査で取り上げられたもの全点、3号埋桶は調査で取り上げられたものの中から状態の良いものを選定、遺構外から出土したものについても遺存状況がよいものについて掲載することとした。以下、埋桶遺構については遺構の説明も再度かねて報告したい。

2号埋桶は1区にて検出している。遺構は共同溝の掘削時に北壁で見つかった。取り上げ可能なもののみ回収し、工事範囲外のものについては現地に残している。前年度報告後、遺物の整理をしたところ、底板の存在を把握したため、狭義の井戸とは区別し埋桶遺構に含める。側板（1～5）は幅が平均9cm程度、長さが平均33.3cm程度である。表面には最低2条の箍（タガ）痕、内面には下端から6cmほどのところに底板の痕跡が残る。1尺1寸の設計により製造された桶と考えられる。

3号埋桶は、3区の特殊部（大）設置箇所掘削時に、地表下約110cmで検出された埋桶遺構である。重機の掘削により一部破壊・崩落したため、原位置を記録しながら遺物を取り上げることは不可能であった。そのため、数点は取り上げることができなかった。2号埋桶や4号埋桶に比較して大きく、使用されている部材の数も多い。(6）は埋桶の蓋と考えられる部材である。中央部分は欠損しているが、八角形を呈し、中央には把手と考えられる木材が取り付けられていた痕跡が残っている。大きさは長・短ともに53cm程度になると推定される。蓋は八角形だが、側板や底板から桶自体は円形になると想定出来る。(7）は底と考えられる板材である。底と思われる部材は1点しか出土していないが、この板材から底を推定復元すると直径約45cmの桶になることが推定される。底は複数枚（5枚程度か）の板を繋ぎ合わせており、木釘によって板と板を繋ぎ合わせている。(8～26）は側板である。天端の表側を面取りしている。板の幅は原則6～7cmだが、狭いもの（16、18など。3.5cm程度）もある。長さは54.7cm程度となる。箍痕は外面に3条確認され、内面の底板は下端から4cmほどの位置にある。(8、9）は円孔を設けるもので、板材の中央に円孔を設定していることが分かる。(27、28）は細長い板材で、把手のようなものと推定される。ただし、(6）の蓋とは釘穴の位置が上手く接合しない。およそ1尺8寸の設計である。

4号埋桶は今回報告したもので、(36）と対になる部材1点が不明であること以外は全周すると推定される。(29）は桶の底で、桶の直径は25.1cm、厚さは2.9cmあり角を面取りしている。(30～39）は側板であり、幅9cm前後のものと、5～7cm程度のものがある。円孔は2か所に設定されている。大きい孔をもつ（32、33）は町家側（南側）にあり、小さい孔を持つ（36）はそれらより低い位置に穿っている。外面には3条の箍があり、内面には下端から3cmほどの位置に底板の痕跡が残る。

遺構外から出土した遺物のうち、ここでは6点を報告する。(40）は曲物の底板で、曲物の直径は50cmほどになると想定できる。側面には釘孔が観察できる。(41・42）は別の個体と考えられるが、同サイズの曲物の底板である。直径は27cmほどだが、厚さは歴然と異なる。3区の遺物包含層から出土した。(43）は器種としては不明だが、平らな面を作り出し、持ち手のような加工を施している。敲具の可能性がある。17世紀前半の遺物が出土した1号焼土土坑よりも下層から見つかっている。(44)、(45）は箸で、近い地点で見つかった。しかし、長さが異なるため別の個体かもしれない。

以上のように、埋桶遺構の部材を中心に木製遺物を掲載した。今回の立会調査地点は甲州街道に面している。江戸時代、甲州街道の中央には「甲府上水」が流れていた。埋桶遺構は、上水から水を取り入れ、溜めておく役割を持っていたことなどが想定される。

2号埋桶遺構

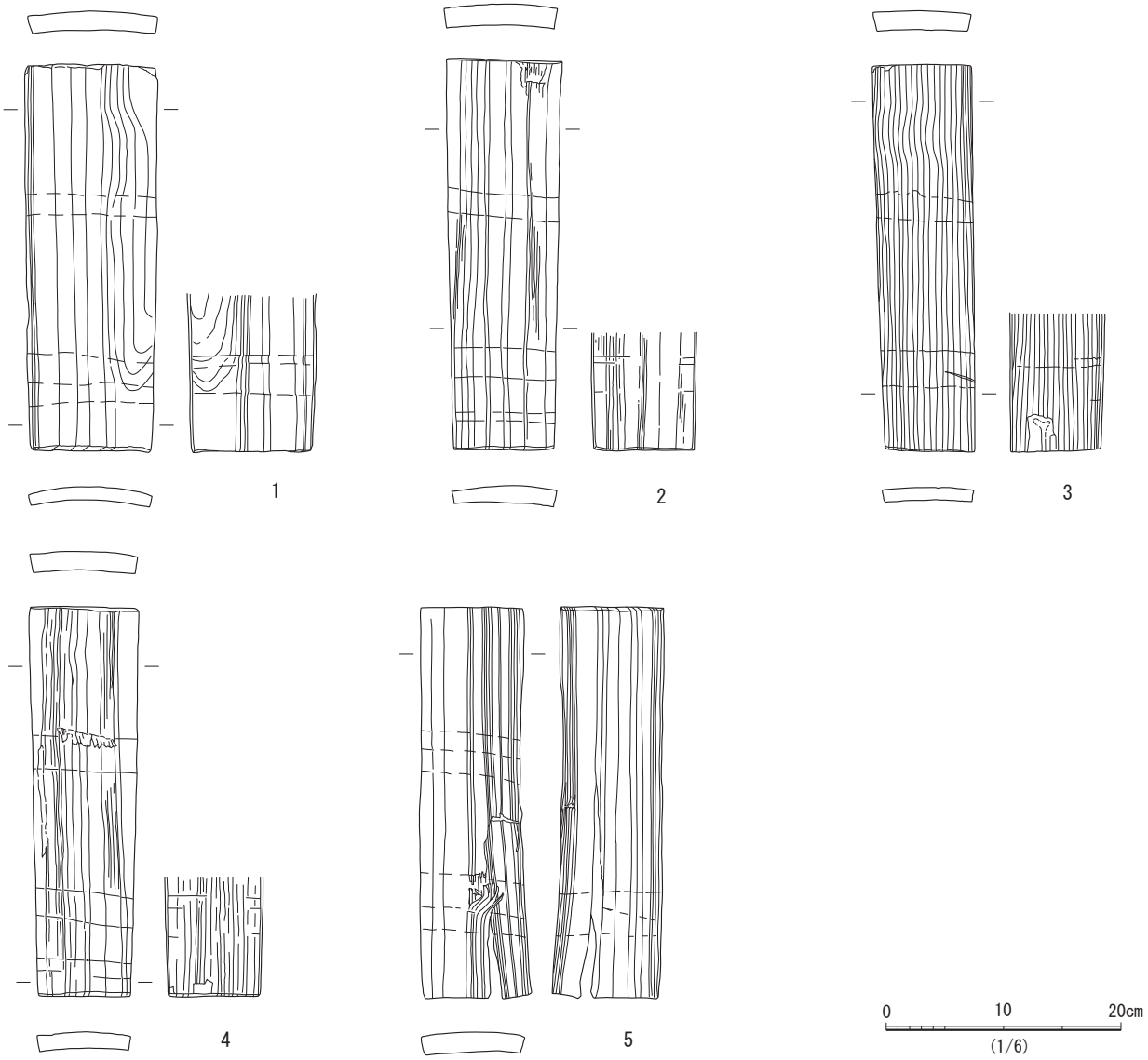

3号埋桶遺構

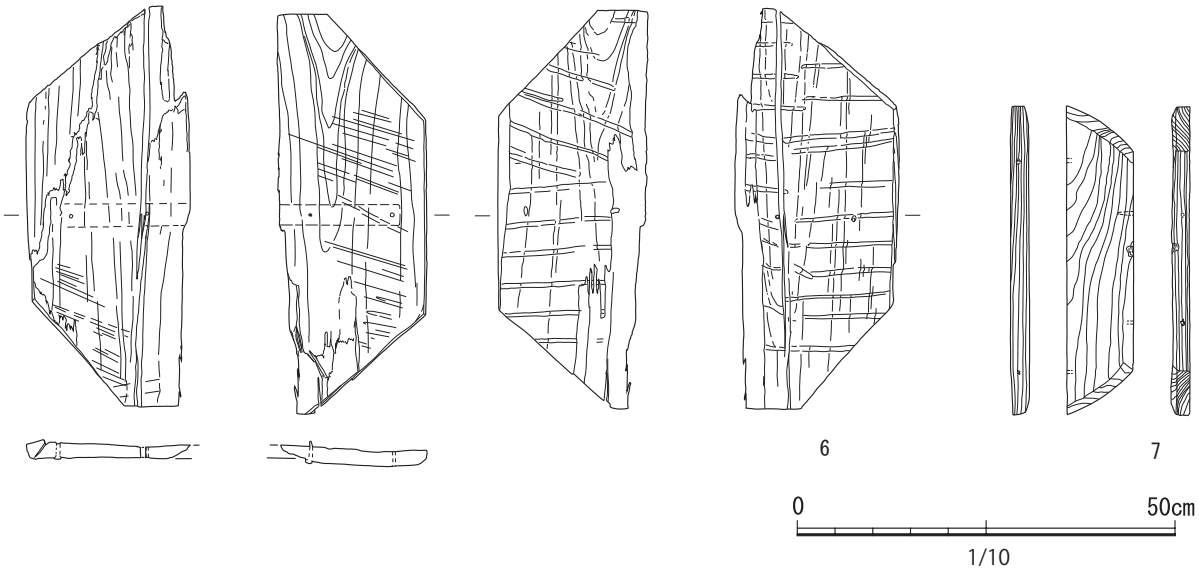

第4図　出土木製品（1）

３号埋桶遺構

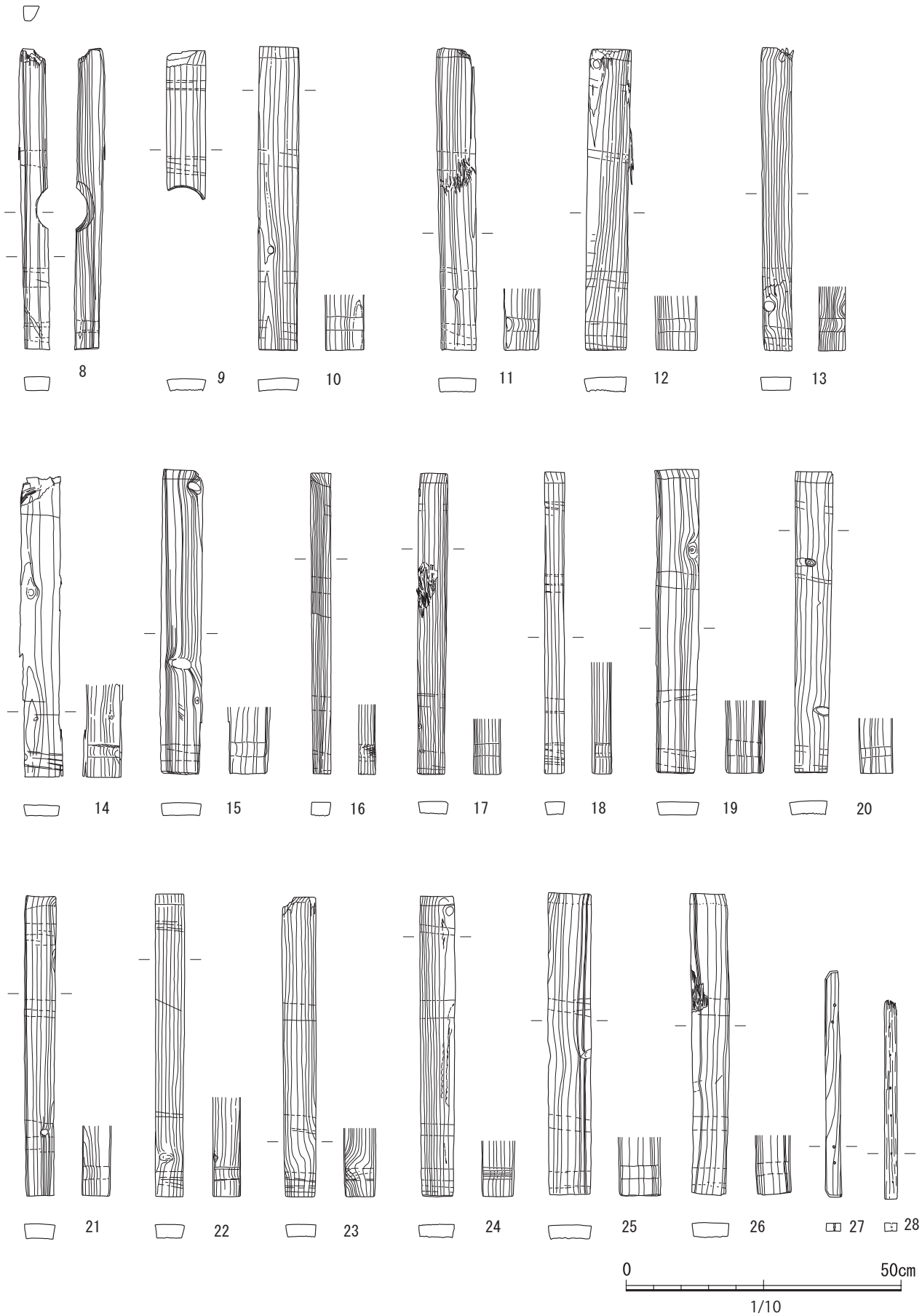

第5図　出土木製品（2）

４号埋桶遺構

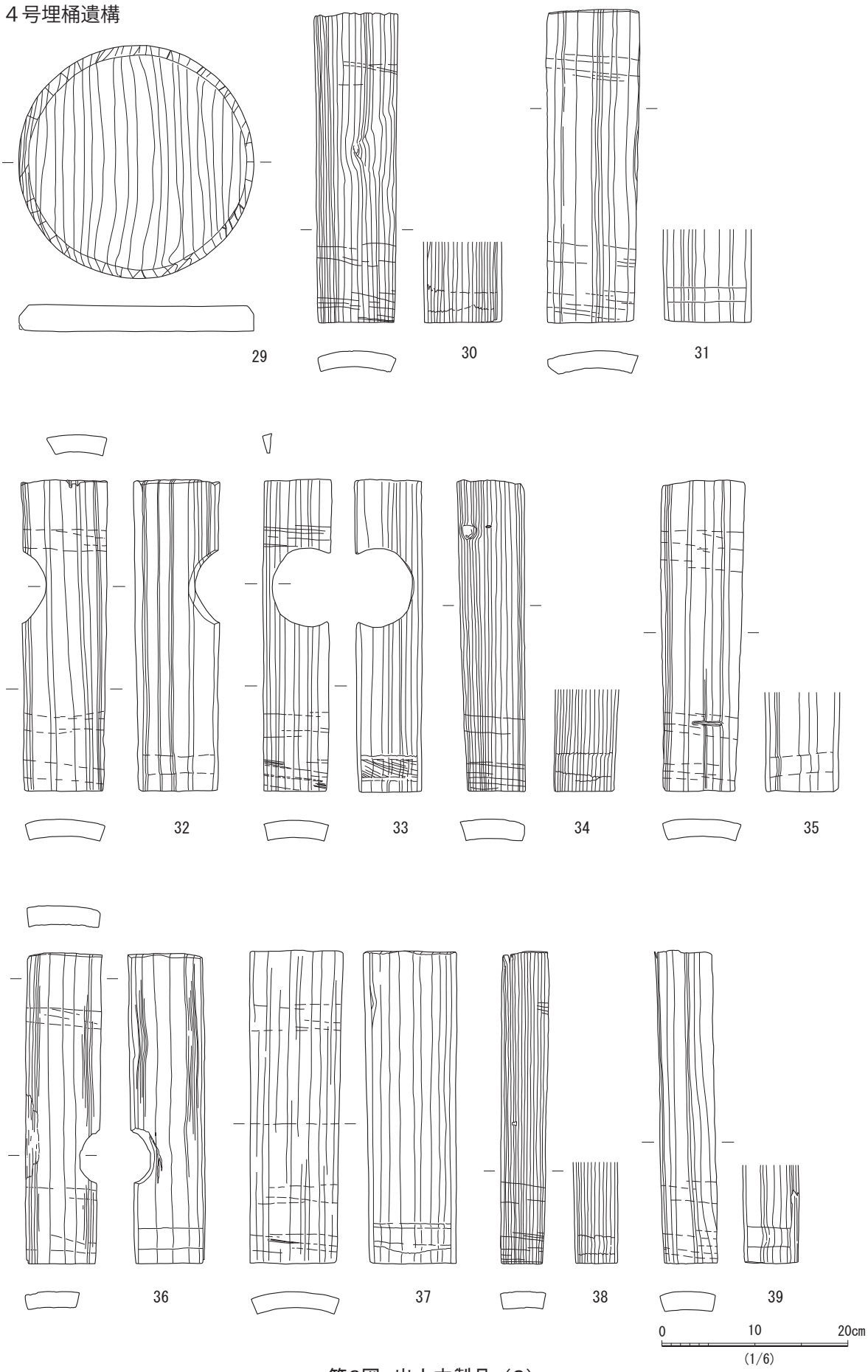

第6図　出土木製品（3）

遺構外

40

41

42

43

44

45

0 10cm

1/4

第7図　出土木製品（4）

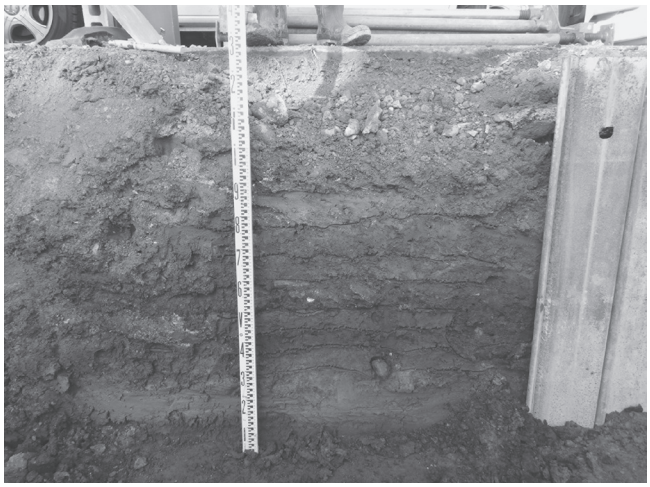

土層断面図1地点

4号水路・5号焼土土坑断面

土層断面図2地点

4号焼土土坑続き完掘状況

4号埋桶遺構検出状況

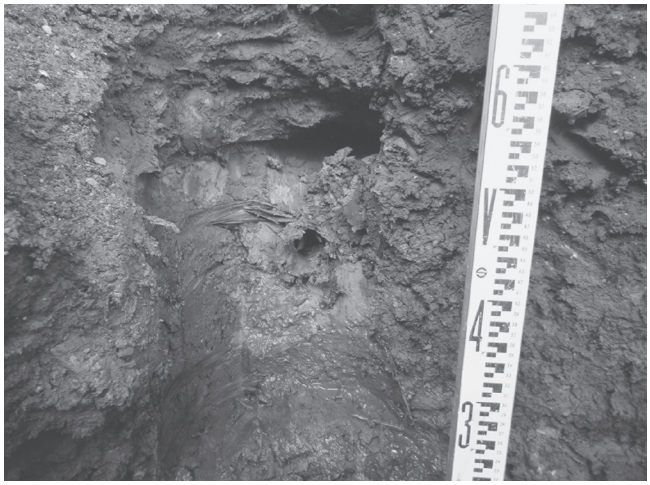

4号埋桶遺構板材取り上げ後

3号埋桶遺構 蓋

4号埋桶遺構板材

9　甲府地方家庭裁判所都留支部新庁舎建設事業　立会《谷村城》

所在地	都留市中央二丁目1-1 (甲府地方家庭裁判所都留支部)	調査期間	平成28年12月21日・22日・26日、 平成29年1月6日・10日・11日・16日～20日・23日～25日、2月1日
担当者	網倉邦生・井上彰雄・塩谷風季	調査面積	1,135.88㎡(調査対象面積2,570㎡)

調査経緯

甲府地方家庭裁判所都留支部新庁舎建設事業に伴い、平成26・27年度に新庁舎建設予定地の発掘調査を実施し、平成28年7～9月に裁判所庁舎周囲の南側を中心とした外構工事を実施することとなったため、立会調査を行った。その結果、平成26・27年度の発掘調査と関連する遺構や遺物が確認されたため、平成28年度3月に『山梨県埋蔵文化財センター調査報告書』第311集と第315集 で報告した。

今回は平成28年12月～平成29年2月は裁判所庁舎周囲の北側を中心とした外構工事の立会調査の結果を報告する。平成28年12月の報告は前記の報告書第315集に掲載できなかったため、今回合わせて報告する。工事の内容は、鋤取り工事（12月21日）［工事33］、庁舎西側管路工事（12月22日）［工事34］、仮庁舎基礎コンクリ解体工事（12月26日、1月6日）［工事35］、縁石工事（1月6日）［工事36］、ラップルコンクリート撤去工事（1月10日）［工事37］、東門造成工事（1月11日）［工事38］、東側スロープ造成工事（1月16日～17日）［工事39］、駐車場造成工事（1月18日～19日）［工事40］、東西管路1造成工事（1月20日）［工事41］、東西管路2東側・南北管路1～4・西門造成工事（1月23日）［工事42～46］、東西管路2西側・東西管路3・南北管路5～7・西門造成工事（1月24日）［工事42・47～51］、西門造成工事（1月25日）［以下、工事47］、ポール灯・フェンス造成工事（2月1日）［工事52・53］である。

事業内容と結果

工事の内容と掘削範囲、掘削深度、遺構、遺物等は工事番号と対応するように第1表にまとめた。以下には、遺構・遺物が確認されたものを記載する。

工事33は庁舎西側における土壌を設計深度まで掘り下げる工事である。施工範囲（南北18.6m・東西4m）を地表下20cmまで掘削し、近世・近代の磁器片、刻印のある瓦片2点と櫛目のある瓦片3点を含む瓦片が出土した。

工事38は、東門施工範囲を掘削する工事である。施工範囲（南北10.4m・東西長軸1.8m）を地表下60cm～150cmまで掘削した。掘削範囲より平成26・27年度の調査の際に確認された文化層1～3面の構成土層や近世の磁器片、瓦片が出土した。

工事39は、東門に接した範囲にスロープを造成する工事である。施工範囲（南北長軸16.5m・東西12.4m）を地表下20cm～40cmまで掘削したところ、平成27年度調査の際に検出された1面2号敷石遺構から続く敷石遺構が検出されたため、3号敷石遺構として記録保存措置を図った。3号敷石遺構はポール灯工事（工事52）の際にも出土し、最終的に南北12mで北側にさらに延びる形状が確認された。また、3号敷石遺構から約1.5m離れた位置に平坦面を上に向けた礎石状の礫が2基出土したため、8・9号敷石遺構とした。3号敷石遺構からは近世から近代の陶磁器片・煙管の吸口や瓦片などが出土した。その他に廃棄された瓦が集中する範囲から櫛目のある瓦3点と刻印のある瓦1点及び軒瓦1点、表土から櫛目のある瓦21点と軒瓦2点が出土した。

工事41は東西管路1を造成するための工事である。施工範囲（南北0.9m・東西37.2m）を地表下80～100cmまで掘削し、管路の内4地点において集水枡を造成するため、南北1m・東西1mを地表下140cmまで掘り下げた。1面の黄褐色土層より確認された4～7号敷石遺構は平成27年度に調査された2号敷石遺構から連続する敷石と軸線が共通するため、同一の遺構と判断される。西側で検出された、137点の瓦を覆土に含む214号土坑は文化層2面の構成土層より出土した。

工事42は東西管路2を造成するための工事である。施工範囲（南北0.9m・東西12.5m）を地表下70cmまで掘削し、管路の内東端において集水枡を造成するため、南北1m・東西1mを地表下130cmまで掘り下げた。工事

41で検出された4・5号敷石遺構と同じ軸線で2基の石列が見つかったが、地表下80cmの位置であった。土層断面観察により、表層が撹乱されている状況が確認された。また、掘削範囲中央から土坑が検出されたため、215号土坑とした。215号土坑は2面から検出された。1月23日に南北2m・東西0.9m、地表下130cmが掘削されていた状況を土層の確認のため、掘削地点の壁を精査したところ、文化層3面にあたる土層から中世後葉の輸入磁器（景徳鎮窯）が確認された。

工事43は南北管路1を造成するための工事である。施工範囲（南北6m・東西0.9m）を地表下60cmまで掘削し、文化層1面の構成土層が確認された。

工事44は南北管路2を造成するための工事である。施工範囲（南北5.9m・東西0.9m）を地表下60cmまで掘削し、文化層1面の構成土層が確認された。

工事47は西門施工範囲を掘削する工事である。施工範囲（南北11m・東西長軸2.5m）を地表下100cmまで掘削した。最も深く掘削した地点において、土坑2基が文化層4面にて216・217号土坑を確認した。また、掘削地点の北東において、地表下40cmの位置にあるコンクリート舗装と地表下70cmの黄褐色土層の間に瓦が大量に含まれている状況が確認されたが、瓦は昭和33年以降に投棄されたものと判断される。掘削範囲より文化層1面から4面の構成土層や近世の陶磁器片、瓦片が出土した。

工事48は南北管路5を造成するための工事である。施工範囲（南北2m・東西0.9m）を地表下60cmまで掘削し、1面の構成土層が確認された。

工事52はポール灯を造成するために、東西2箇所を掘削した。施工範囲は東側が南北2m・東西2mで地表下90cm、西側が南北1m・東西1mで地表下100cmまで掘削した。ポール灯西側では文化層2面に比定される土層から幅1m程度の粗砂を含む掘り込みが断面で確認された。平面的には調査できなかったが、覆土の特徴から水路の可能性が考えられるため、43号溝状遺構として認定した。

工事53はフェンスを造成する範囲を南北0.9m・東西18mで地表下40cmまで掘削したところ、西側で地山が確認されたものの、東側では大量に埋設された瓦が表土中に埋設された状況が把握された。

山梨県埋蔵文化財センターでは立会調査は幅1m以下の工事を対象としており、外構工事の検討の結果幅1m

第1図　事業位置図

以上を掘削する場合は、試掘調査または本調査対応となるべきであるが特例とした。平成26・27年度の発掘調査と平成25～28年度の立会調査は工事施工の完了により終了となるが、甲府地方家庭裁判所都留支部の敷地内及び周辺にはいまだ貴重な埋蔵文化財が存在しているので、開発工事を行う際には埋蔵文化財の保護につながるように、迅速な事前協議を行うことを関係機関に求めたい。

立会調査により工事41と42で検出された4・5号敷石遺構は2号敷石遺構から北側に延びる礫と同じ軸線上に位置していることから、一連の遺構と判断される。明治24年の木造庁舎の平面図は『地図第壱号原本』に描かれているが、3～7号敷石遺構と平面図を重ね合わせると3～5号敷石遺構は第貳号建物、6号敷石遺構は第壱号建物に対応した遺構と考えられる。平成27年度の発掘調査において2号敷石遺構が地表下80㎝まで掘り込んで礫を充填している状況で確認されたが、明治9～10年に建設された山梨県庁の遺構が出土した甲府城下町遺跡の甲府市役所地点においても類似した工法が観察された。近代の官庁に関連した遺跡は山梨県には多く残されていないため、記録保存措置は重要かつ必要と考えられる。甲府地方家庭裁判所都留支部の敷地は山梨県東部地域の中心として機能した長い歴史を有しており、地山が残されている範囲は掘削深度の大小に係わらず調査対応が必要である。

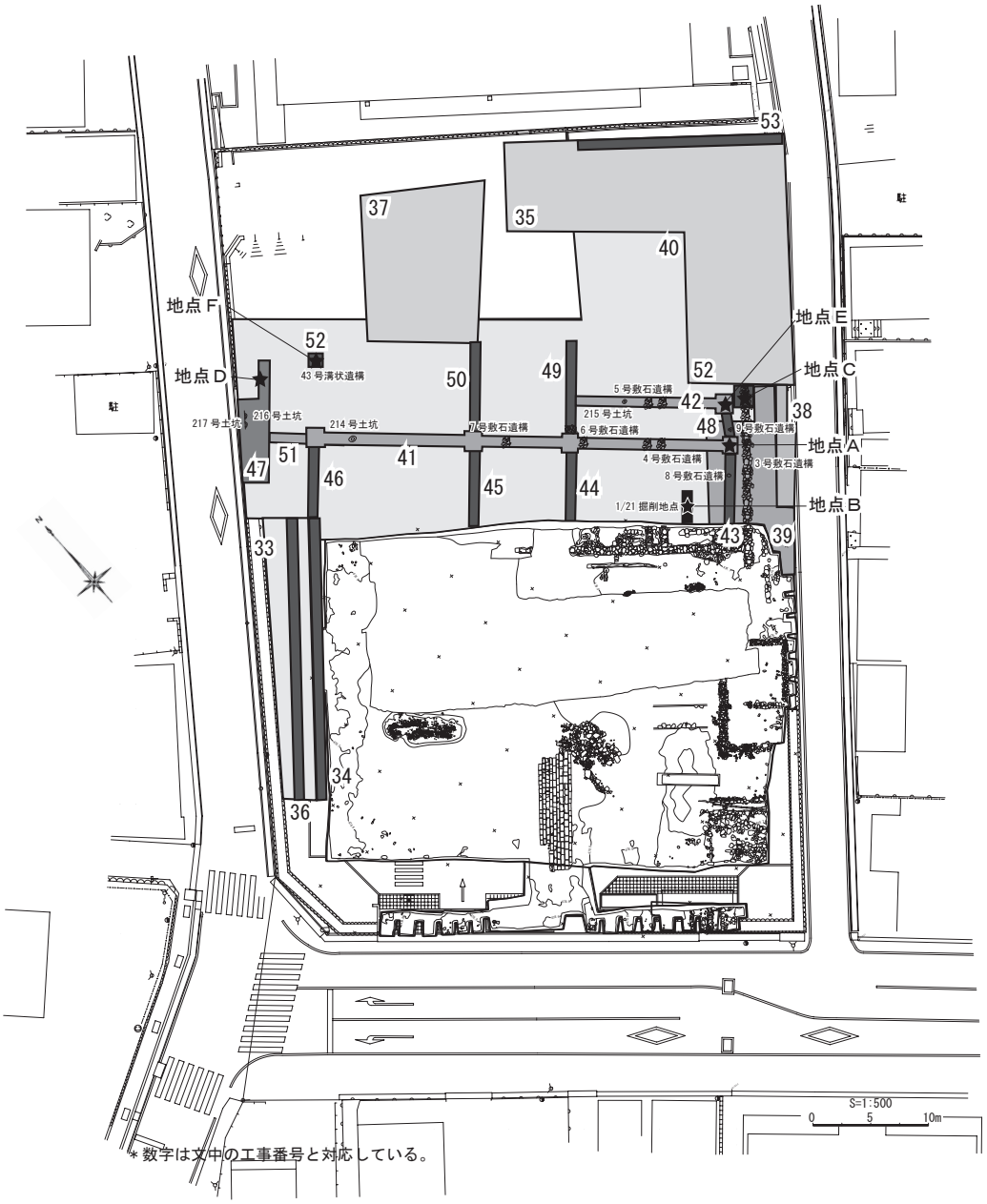

第2図　立会調査地点

工事No.	立会日	位置	工事内容	東西掘削(m)	南北掘削(m)	掘削深度(cm)	遺構	遺物	特記事項
工事33	12月21日	庁舎西側	土壌の鋤取り	4	18.6	20		近世・近代の磁器片、瓦片	刻印のある瓦片2点 櫛目のある瓦片3点
工事34	12月22日	庁舎西側	管路工事	0.85	24.4	65		近世の磁器片	既掘範囲内
工事35	12月26日 1月6日	庁舎北側	仮設庁舎の基礎撤去工事	24.3	21.5	70		瓦片	
工事36	1月6日	庁舎西側	縁石の造成工事	0.7	18.6	10		近代の磁器片、瓦片	
工事37	1月10日	庁舎北側	旧庁舎の基礎撤去工事	10.7	13.8	180～340		近世・近代の磁器片、瓦片	既掘範囲内
工事38	1月11日	庁舎東側	東門施工範囲の掘削	1.8	10.4	60～150		近世の磁器片、瓦片	1面～3面の構成土層が確認
工事39	1月16日 1月17日	庁舎東側	東門スロープの造成工事	12.4	16.5	20～40	3号敷石遺構 8・9号敷石遺構	近世の陶磁器片、 煙管の吸口、瓦片	3号敷石遺構は1面2号敷石遺構と対応した
工事40	1月18日 1月19日	庁舎北側	駐車場の砕石敷設					近世の陶磁器片、瓦片	掘削は実施しなかったため、3号敷石遺構の記録
工事41	1月20日	庁舎北側	東西管路1と集水枡4箇所の埋設工事	管路1 37.2 集水枡 1	管路1 0.9 集水枡 1	管路1 80～100 集水枡 140	4～7号敷石遺構 214号土坑	瓦片	4～7号敷石遺構は1面2号敷石遺構と対応した 214号土坑は瓦片で充填
工事42	1月23日	庁舎北側	東西管路2東側・西側 南北管路1～4 西門造成工事 集水枡1箇所の埋設工事	管路2 12.5 集水枡 1	管路2 0.9 集水枡 1	管路2 70 集水枡 130	215号土坑	中世後葉の輸入磁器（景徳鎮窯）	4・5号敷石遺構と同じ軸線に石列2基が検出されたが、撹乱を受けていた 3面に対応する土層から中世後葉の輸入陶磁器（景徳鎮窯）
工事43	1月23日	庁舎北側	南北管路1の埋設工事	0.9	6	60			1面の構成土層が確認
工事44	1月23日	庁舎北側	南北管路2の埋設工事	0.9	5.9	60			1面の構成土層が確認
工事45	1月23日	庁舎北側	南北管路3の埋設工事	0.9	6.5	60			旧庁舎の既掘範囲内
工事46	1月23日	庁舎北側	南北管路4の埋設工事	0.9	6	60			
工事47	1月24日 1月25日	庁舎北側	西門造成工事	2.5	11	100	4面から216・217号土坑	近世の陶磁器片、瓦片	地表下70cmで昭和33年に投棄されたと思われる大量の瓦
工事48	1月24日	庁舎北側	南北管路5の埋設工事	0.9	2	60			1面の構成土層が確認
工事49	1月24日	庁舎北側	南北管路6の埋設工事	0.9	8	60			北側は既掘範囲内
工事50	1月24日	庁舎北側	南北管路7の埋設工事	0.9	8	60			旧庁舎の既掘範囲内
工事51	1月24日	庁舎北側	東西管路3の埋設工事	3	0.9	100			既掘範囲内
工事52	2月1日	庁舎北側	東西ポール灯の造成工事	東側 2 西側 1	東側 2 西側 1	東側 90 西側 100	43号溝状遺構		西側ポール灯から43号溝状遺構
工事53	2月1日	庁舎北側	フェンスの造成工事	18	0.9	40		瓦片	西側に地山、東側に表土中に大量の瓦

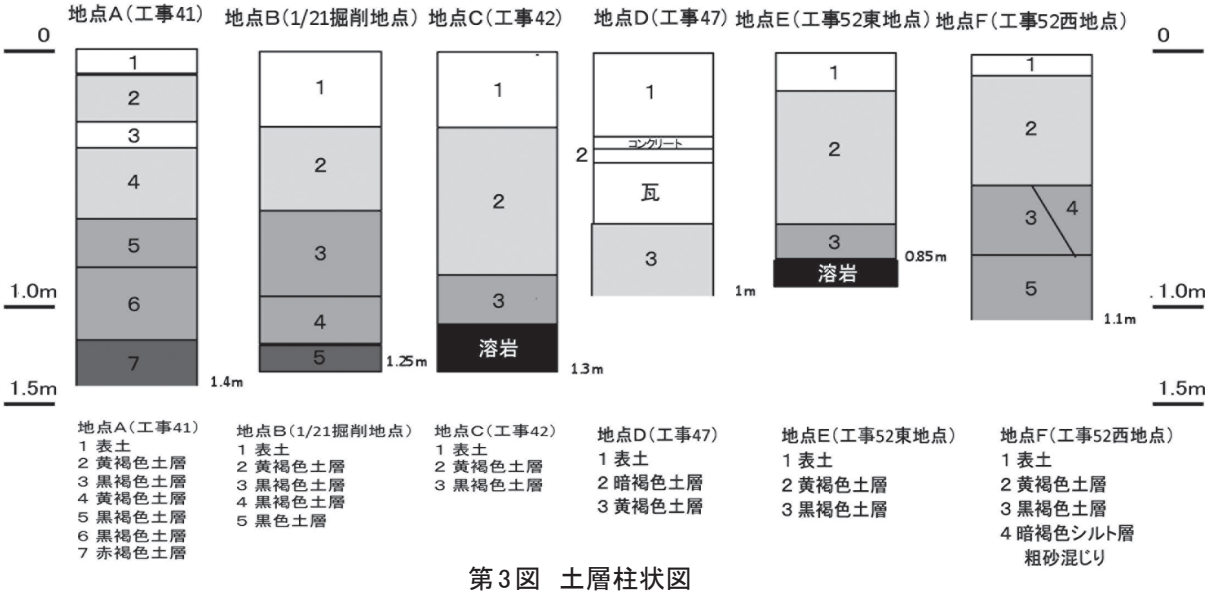

第3図　土層柱状図

完掘状況と土層堆積状況（地点B）

ラップルコンクリート撤去後（工事37）

3号敷石遺構完掘状況（工事39）

4・5号敷石遺構完掘状況（工事41）

214号土坑完掘状況（工事41）

4・5号敷石遺構完掘状況（工事42）

215号土坑完掘状況（工事42）

216号土坑完掘状況（工事47）

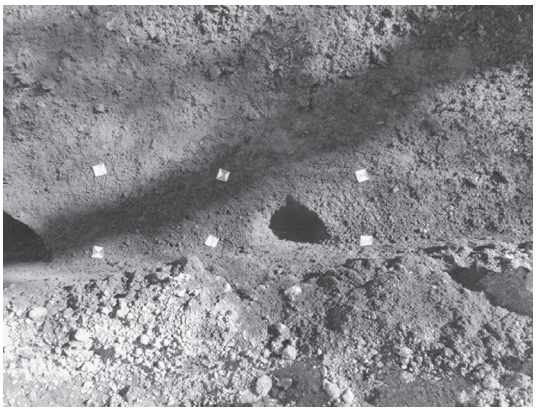

217号土坑完掘状況（工事47）

43号溝状遺構土層堆積状況（工事52）

土器・陶磁器類

番号	種類	器種	注　記	口径(cm)	器高(cm)	底径(cm)	調整・内面／外面	備　考
1	土器	壺蓋	谷村城 東西管路 170120	9.4	1.8	4.2	ロクロ成形／底部に糸切り痕	
2	陶器	鉢	谷村城 東側門 170111	〈19.0〉	8.7	7.0	ロクロ成形／底部は無釉	口縁折縁形 鉄釉
3	磁器	小碗	谷村城 1面3敷 170118	10.6	5.5	3.8	染付	
4	陶器	風炉	谷村城 東西管路 170120		〈6.0〉		透明釉　緑釉	
5	磁器	蓋	谷村城 東西管路2 170120	3.8	2.4	〈8.6〉	染付	景徳鎮窯 中世後葉 外側に「福」 内側に「貴」「長」
6	磁器	蓋	谷村城 1面3敷 170118	8.2	1.5	8.0	染付	上面に蛸唐草文
7	陶器	擂鉢	谷村城 東西管路 170120		〈5.7〉	16.0	ロクロ成形	明石焼
8	陶器	蓋	谷村城 ポール灯東170201	9.4	3.5	6.8	ロクロ成形・無釉／染付 透明釉	

貝製品・瓦類・石製品

番号	種類	種別	注　記	長軸長(cm)	短軸長(cm)	最大厚(cm)	備　考
9	貝製品	碁石	谷村城 1面3敷 170118	2.15	2.05	0.35	
10	瓦	平瓦	谷村城 西側門扉 160125	10.9	9.4	1.7	「○に石」の刻印
11	瓦	平瓦	谷村城 西側門扉 160125	11.1	6.4	1.6	右から「初 ∧小 狩」の刻印　産地は初狩
12	瓦	平瓦	谷村城 西側門扉 160125	10.9	9.4	1.7	「○に石」の刻印
13	瓦	飾瓦	谷村城 植栽工 170124	11.7	18.5	1.8	折り紙の鶴の背景に富士山 穿孔が4つ
14	瓦類	飾瓦	谷村城 1面3敷 170119	7.3	5.6	2	漢字の一部か
15	瓦類	飾瓦	谷村城 東西管路1 170123	〈6.6〉	〈5.2〉	1.6	裁判所の「判」 裏面に剥離痕
16	石製品	砥石	谷村城 駐車場造成工事 170116	7.4	5.0	3.3	溝状に磨り減った痕跡あり

第2表　出土遺物一覧表

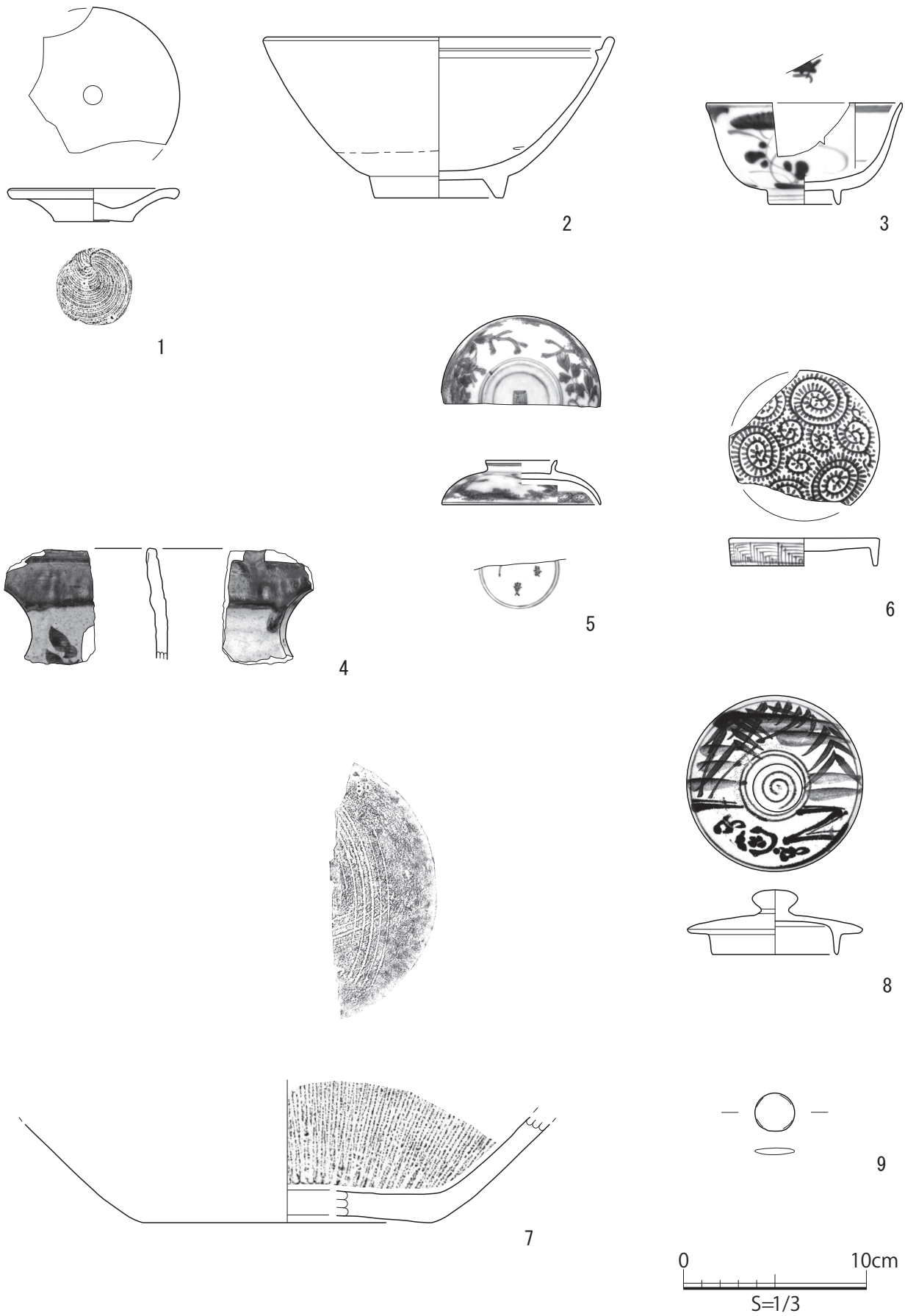

第4図　立会調査出土遺物　土器・陶磁器・貝製品

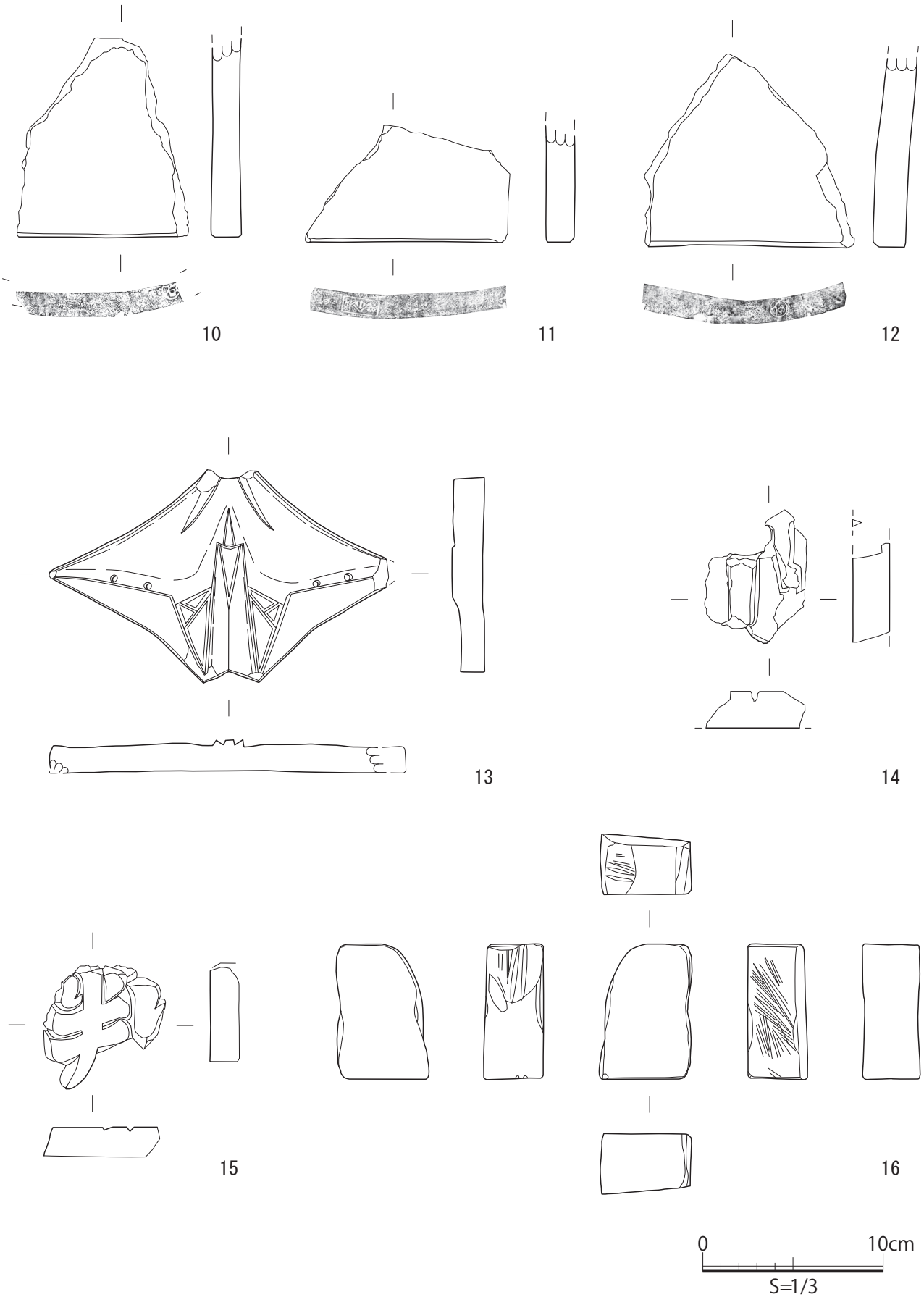

第5図　立会調査出土遺物　瓦類・石製品

10　県立都留興譲館高校建設事業　立会《三ノ側遺跡》

所在地	都留市上谷 5-7-1 （県立都留興譲館高校敷地内）	調査期間	平成 29 年 6 月 15 日、10 月 4 日・27 日、 11 月 6 日・10 日・14 日
担当者	今福利恵・吉岡弘樹・長田隆志・高左右裕	調査面積	56㎡（調査対象面積 3085㎡）

調査経緯

平成25年度より県立都留興譲館高校建設事業が始まり、平成26年度までの第一期工事で管理・普通教室棟が建設された。事業予定地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である三ノ側遺跡内に位置するため平成25年度および平成27年度に埋蔵文化財センターによって発掘調査が行われた。さらに平成27年度末から第二期工事が行われ、特別教室・実習棟が建設された。第二期工事では、すでに発掘調査が終了しているため、本工事に伴う付帯工事で必要に応じて立会調査を実施した。特に今年は、発掘調査できなかった地点を含んだ立会調査地点の検討や9月以降に予定されているグラウンド周辺の立会調査地点などについて現状を確認した上で、遺構の有無等を確認することを主眼に調査を実施した。

事業内容と結果

調査は、弓道場建設（Ａ地点）、部室及び倉庫建設（Ｂ地点）、グラウンド照明設置（Ｃ地点）、仮設校舎撤去（Ｄ地点）の4地点において立ち会った。なお、テニスコートにおけるVS側溝敷設工事の立会調査も予定していたが、事業者から立会日の連絡がなく、既に工事が着手されていたため、調査を行うことができなかった。

【Ａ地点：弓道場建設】

弓道場の基礎予定地に埋設管を避けて北端にトレンチを設定したところ、地表下約150cmで古代の遺構確認面（第一面）である黄褐色土層を確認した。トレンチ内部の精査を行った結果、東西50cｍ、南北45cｍ、深さ15cｍの土坑と思われる遺構を1基のみ検出した。しかし、この面での遺物の出土はなかった。崩落の危険性を考慮し、全体の掘削は地表下約180cmまでとしてトレンチ東側の一部を地表下265cmまで深掘りしたところ、遺構確認面（第二面）を地表下245cmで確認し精査を行ったが、遺構・遺物は確認できなかった。また、トレンチから南側へ延びる基礎の埋設部分に南北方向に2本のトレンチを開口した。西側のトレンチは、掘削深度は約140cmで、古代の遺構確認面（第一面）である黄褐色土層を確認し精査を行ったが、ここでも遺構・遺物は確認されな

第1図　事業位置図

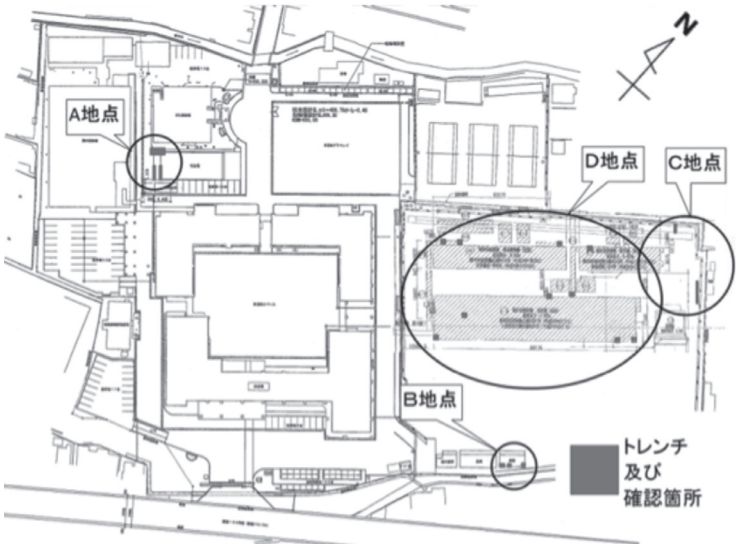

第2図　立会調査地点

かった。一方、東側のトレンチでは、掘削深度約160cmまで重機で掘り進めたが、埋土が続く状況であった。

【Ｂ地点：部室及び倉庫建設】

当地点では、グラウンド南側に建てる部室・倉庫の基礎工事として土壌改良が行われるため、3つのトレンチを設定して調査したところ、グラウンドの整地時に設置されたコンクリート基礎とその余掘りが全体に及んでおり、ほとんど埋土と撹乱が混在する状況であった。両端のトレンチにおいて、地表下約150cmで赤色スコリアを含む黒褐色土層の一部が検出されたが、すべてのトレンチにおいて遺構や遺物は検出されなかった。

【Ｃ地点：グラウンド照明設置】

新規のグラウンド照明装置は仮設教室棟の東に設置される予定で、旧弓道場の東側から仮設教室棟の北側にかけて調査を行った。その結果、グラウンド造成の際、調査地点全体に埋土が行われた後、砕石が敷かれており、砕石の下に既存配線とクッション砂が埋設されていた。工事地点の北端にはハンドホールが設置される予定であり、地表下約140cmまで掘削したが、すべてグラウンド造成時の埋土で遺物及び遺構は確認できなかった。

【Ｄ地点：仮設校舎撤去】

仮設校舎撤去に伴う最大掘削深度は、仮設校舎実習棟南側において地表下約50cmであり、仮設校舎基礎部分は建物全面に厚さ約10cmに渡って砕石が敷かれ、その上に約12cmの厚さのコンクリート基礎を施していることが判明したため、土層観察は要所となる地点にとどめたことによって調査面積が予定よりも大幅に少なくなってしまった。撤去に伴う掘削深度は、北側の普通棟において地表下約30cmであり、実習棟の基礎部よりわずかに浅かった。基礎設置による掘削は、いずれの確認箇所でもグラウンド造成時の埋土内に収まっており、遺構や遺物は検出されなかった。

調査の結果、文化創造館の南側において、土坑と思われる遺構が1基確認されたが遺物は検出されず、他の地点においても遺構や遺物の出土も認められないため、工事に着手しても支障はないものと判断した。

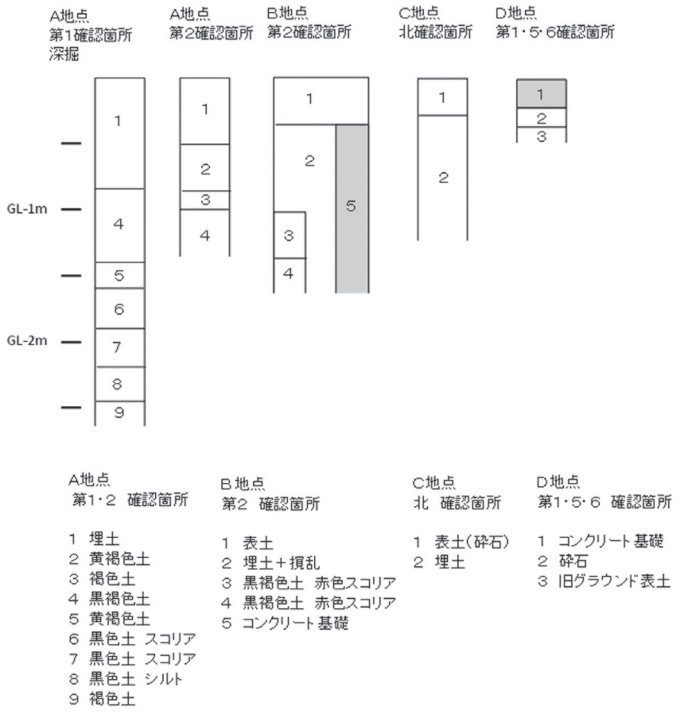

第3図 土層柱状図

検出土坑及び包含層精査状況（A地点）

土層堆積状況（C地点）

11　鎌田川河川改修工事事業　立会《包蔵地外》

所在地	中央市大田和 地内	調査期間	平成 29 年 7 月 13 日・20 日
担当者	今福利恵・長田隆志	調査面積	約 29.7㎡（調査対象面積約 29.7㎡）

調査経緯

鎌田川は、平成22年度から段階的に河川の改修工事が行われている。平成25年度には鎌田川とＪＲ身延線の交差する部分の工事にあたり、旧堤防の上部を掘削する可能性があることから調査が行われ、堤体の構築部分が一部確認された。今回の立会調査地点は、昔の橋台があった地点で、木杭も打たれていたため、相当破壊を受けていると思われるが、前回の調査部分から延びる堤体の一部が確認できる可能性もあることから、平成29年2月2日に現地協議を行い、3月に立会調査を実施することとなった。ところが、工事工程に大きな変更が生じたため、平成29年6月30日に立会場所の確認と工事の進捗状況および今後の予定について再度、現地で打ち合わせを行い、平成29年7月13日と20日に立会調査を実施することが決まった。

事業内容と結果

今回の調査は、平成25年度に調査を行った西側の擁壁部分と擁壁南側にある河川の切り替え工事における掘削工事に伴うもので、法面を覆っていた表土を重機で剥いだ後、人力により精査作業を行った。

擁壁部分の調査では、現地表下150cm付近の砂層より橋台を支える木杭（直径0.1m、長さ約0.9m）が並んで確認された。遺物は平安時代の土器1点が出土したが、近代のスパナや鉄釘などと一緒の砂層から確認されていることから流れ込みによる可能性が考えられる。また、堤体の構築部分等の遺構は確認できなかった。

河川の切り替え工事に伴う調査では、表土内に多量の農業資材が確認された。表土を取り除いた後、土層確認のため、人力で精査作業を行ったところ、直径4cm大の礫を多く含む埋土が約85cmと厚く堆積しており、その下に直径3～5cmの礫を含む自然堆積の砂が堆積している状況が確認された。埋土内から平安時代の土器1点が出土したが、堤体等の遺構は調査範囲内からは確認されなかった。

平成25年度に実施した調査から、堤体の構築部分の一部が確認できる可能性もあると考えられていたが、堤体の構築部等の遺構は検出されなかった。遺物は平安時代の土器片が2点確認されたが、埋土内や砂層の流れ込みと考えられる所からの出土で、遺構等に伴うものではない。したがって、今回の調査地点においては工事に着手しても差し支えないと判断される。

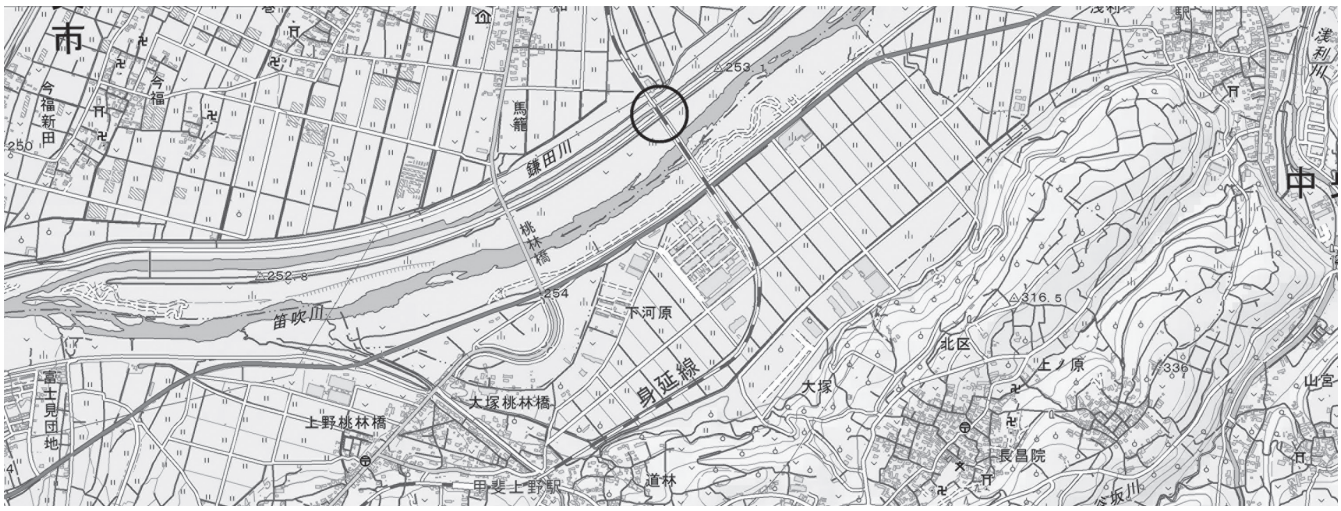

第1図　事業位置図

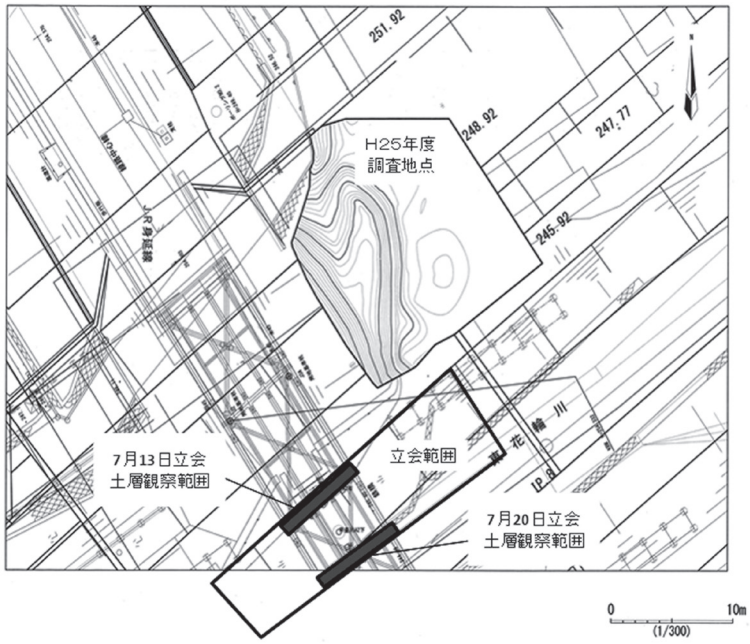

第2図　立会調査地点

工事の進行状況

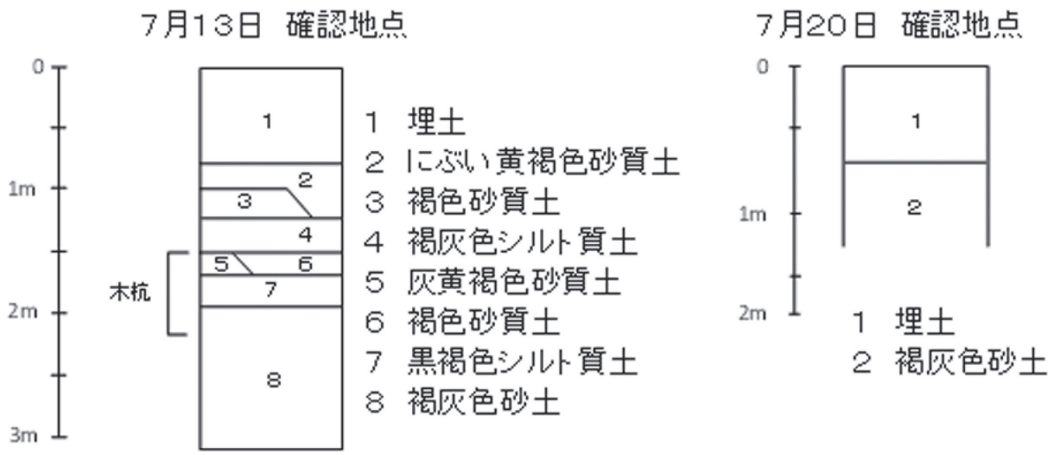

第3図　土層柱状図

木杭の検出状況

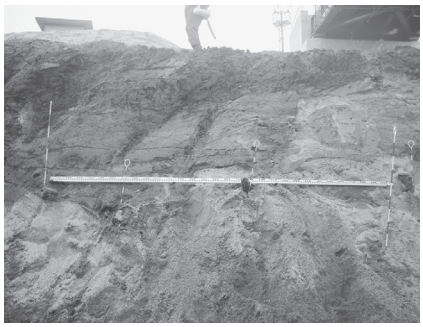

連続する3本の木杭

橋脚下部での土層堆積状況

12　県立中央病院屋上ヘリポート給油設備工事　立会調査《富士見一丁目遺跡　隣接》

所在地	甲府市富士見一丁目地内	調査期間	平成 29 年 5 月 8 日～ 9 日・22 日、6 月 1 日・6 日・13 日～ 14 日・27 日、8 月 1 日
担当者	今福利恵・笠原みゆき・山本茂樹・長田隆志	調査面積	197.9㎡（調査対象面積 137.9㎡）

調査経緯

今年度の当初予定にはなかったが、県立中央病院屋上のヘリポートへの給油設備工事に対する立会調査の依頼が学術文化財課を通じてあった。これを受けて、平成29年4月26日に医務課、営繕課、施工業者、学術文化財課、埋蔵文化財センター出席のもと、現地事務所で事業内容や施工方法について協議を実施した。給油管路は直線部分だけで60m以上あり、病院職員駐車場出入口や立体駐車場が満車時に迂回路とする道路の下に埋設するので、一度に掘削することはできない。このため、施工業者から提出された工事計画に沿って、工事区画を細かく分けることになり、掘削を伴う日のみ立会調査を行うこととなった。

立会調査の範囲は、中央病院建て替えに際して平成9年に第一次調査、平成10年に第二次調査が行われた富士見一丁目遺跡に隣接しており、平成17年の試掘・立会調査で、GL－100cmから近代の水田跡が確認された調査区の西側部分にあたる。今回の立会調査は、これまでの調査と同じ病院敷地内である。

事業内容と結果

管路工事では、側溝に並行した幅1.1 ～ 1.6m、長さ約80mを断続的に6日間掘削し、遺物の確認作業を中心に立会調査を実施した。西側の土手方向から東に向かって掘削したところ、GL－80cm付近の埋土の下から茶褐色砂層を検出した。遺構が存在しているとすれば、これまでに行ってきた試掘・立会調査から、この茶褐色砂質土の下にあると考えられるが、茶褐色砂層を掘り抜くまでには至らず、遺構および遺物は確認されなかった。

屋内ポンプ施設および地下タンク設置工事では、3日間の掘削が行われた。屋内ポンプ施設設置の掘削作業では、GL-52cｍから富士見養護学校南壁に沿う形で旧水路跡が検出された。現在、学校西側を流れる水路が壁に沿って東側に折れる形で流れていたことが掘削によって確認された。屋内ポンプ施設は、水路跡の直上に建てるため、

第1図　事業位置図

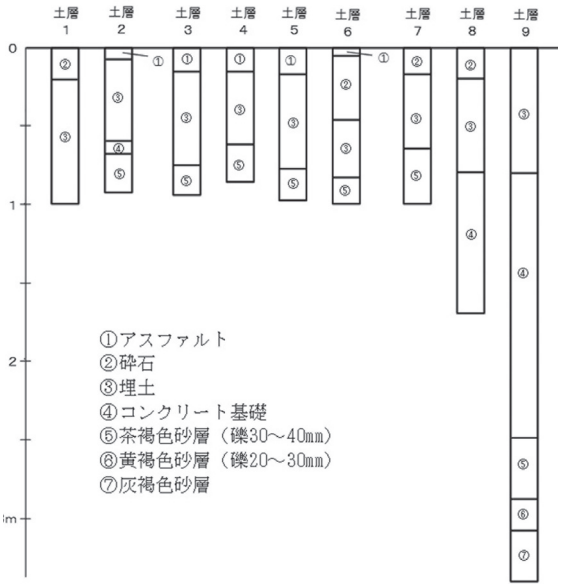

第2図　土層柱状図

水路の壁を壊さずに基礎として利用されることとなった。また、地下タンク（3m×3m幅で、工事掘削深度300cm）部分の掘削では、GL-90cｍ付近からコンクリート基礎が確認された。基礎は、調査地点から東側に向かって延びていることが予想されたため、確認された基礎をはずした北側に場所を変更して地下タンクを設置する方向での調整が決まり、急遽立会調査を行った。しかし、北側地点でも基礎が見つかり、再度基礎下部を壊す方向での調整が行われ、基礎撤去後に基礎下部の立会調査を行った。基礎の下は砂礫層であり、遺構・遺物は確認されなかった。

今回の調査では、遺構が存在していると考えられる茶褐色砂層を掘り抜くまでには至らず、遺構および遺物は確認されなかった。その結果、工事に着手しても差し支えないと判断した。

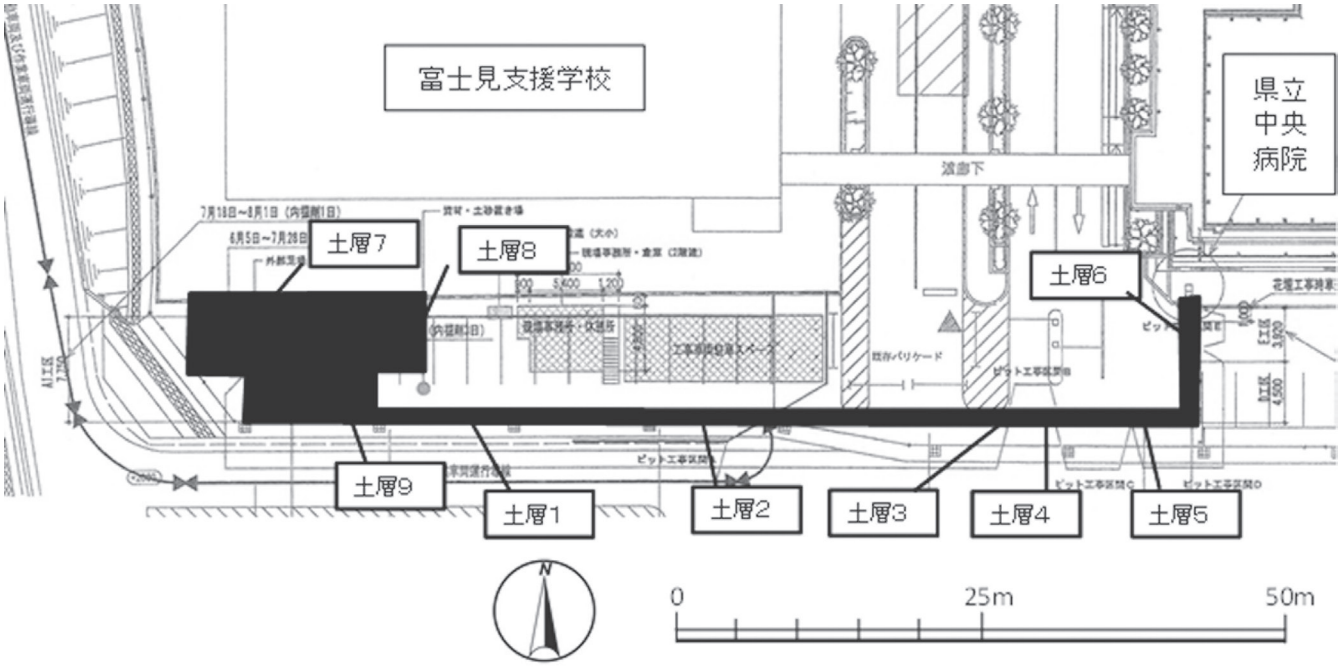

第3図　立会調査地点

旧水路跡の検出状況

コンクリート基礎下の掘削状況

13　国営施設機能保全事業に先立つ詳細分布調査事業《殿林遺跡・安道寺遺跡》

所在地	甲州市塩山上萩原・中萩原・下粟生野地内	調査期間	平成 29 年 2 月 22 日～ 3 月 30 日 平成 29 年 10 月 11 日～ 12 月 28 日
担当者	久保田健太郎・熊谷晋祐・上野桜 柴田亮平	調査面積	殿林遺跡　：約 55,000㎡ 安道寺遺跡：約 70,000㎡

調査経緯

平成26年度より実施している甲州市殿林遺跡・安道寺遺跡周辺の詳細分布調査事業は、農林水産省関東農政局西関東土地改良調査管理事務所笛吹川沿岸支所が実施している笛吹川沿岸国営施設機能保全事業（平成24～33年度）に先立ち、埋蔵文化財の破壊を未然に防ぐため、両遺跡の埋蔵文化財の遺存状況の把握や価値付けをしていくものである。

事業内容と結果

平成29年2月～12月の事業内容は、現地における聞き取り調査の実施および試掘等の埋蔵文化財調査のための基準鋲の測量設置委託、平成27年度の調査で出土・採集した縄文時代の遺物の権利放棄の手続き作業、および整理作業である。聞き取り調査と遺物の権利放棄の手続きは、並行して行った。聞き取り調査は、過去の畑の掘削等で遺物が出土しているかどうか、河川の氾濫・土地造成等の経緯、当該地の歴史について土地所有者に対して聞き取りを行い、遺跡の広がりや歴史的環境についての知見を得ることができた。権利放棄の手続きは、地権者に権利放棄承諾書に署名、捺印をしていただく形で進めた。安道寺遺跡では、土地所有者が発見したほぼ完形の釣手土器を受贈した。また、国土座標基準鋲の設置測量を業務委託した。

【釣手土器の報告】

分布調査で採取した土器、受贈した土器については現在整理作業を実施しており、事業完了までに報告する予定である。その中から、特に優品であった安道寺遺跡の釣手土器について、先行して報告を行う（第２図）。

本資料は、寄贈していただいた土地所有者の話によると、畑灌付設の際に偶然発見したとの事である。出土地点は1976（昭和51）年に畑灌付設工事に先立って実施した発掘調査箇所に近接しており、縄文時代中期の集落跡の中心地点である。なお当時の発掘による出土品の一部は県指定文化財になっている。

土器は受贈した段階では半割していたが、接合作業を行った結果、完形に近い状態に復原できた。ただし、釣手頂上部や装飾部、底部、口縁の一部は欠損している。法量は高さ29.0cm、最大幅26.7cm、奥行き22.0cm、底径12.0cmである。

全体の形状は、浅鉢を土台にして、その左右から釣手部が伸びている。釣手部はブリッジ状であり、頂上には顔面把手状の装飾が施されている。

浅鉢の体部は、口縁部付近で大きく開いている。口唇部は内折し、内側にも突き出して広がっており、口縁部の断面は内外面が鍔状に広がった形になっている。この幅広の口縁部は、釣手部付け根の装飾と一体化しており、一緒に作られたと考えられる。

釣手部は、幅広の板状の粘土を浅鉢の両脇にのせて付けている。内面には、幅広の板状の粘土と前述の釣り手部付け根の装飾を、ナデによって浅鉢に付けている痕跡が確認できる。釣手の両側面に中空の装飾を貼り付け、さらにブリッジの両脇には橋の手すりの様に装飾が付き、頂上には中空の顔面把手状の装飾がのせられている。

本資料の正面と背面の装飾は非常に似通っているが、浅鉢の口縁部の片側に釣手部の装飾と繋がる形で渦巻状の沈線があり、前方に向かってやや突き出しているためこちらを正面と判断した。

釣手部の装飾は正面、背面から見た場合と、両側面から見た場合では異なる。正面および背面から見た場合には、釣手部の左右に２個ずつ孔が開いており、その周囲を蛇行しながら頂上まで隆帯が伸びている。この装飾の側面にはヘラ状工具による刻み目が施されている。

ブリッジ両側面には、中空のイノシシと思われる装飾がブリッジを登るように配置されている。右側面のイノシシ装飾は隆線によって目の部分を表現しているが、右目部分を欠損しており、左側面は両目を欠損している。このイノシシ装飾は、尾部が２体とも渦を巻いている点が共通するが、背の装飾は異なっており、右側面は三叉文、左側面は隆帯による交互刻みとなっている。また、口の部分の上にはミニチュア土器状の装飾がブリッジ上に置かれ、釣手部正面、背面の孔と繋がっている。ミニチュア土器の底には、イノシシ装飾の円形の口をみることができ、イノシシ装飾を付したあとにミニチュア土器をのせたとみてとれる。こうしたブリッジ両側面の装飾は正面、背面から見た際には、ほとんど認識できない。

頂上には、顔面把手状の装飾が、釣手部と並行するように付いている。顔面部は円球状にふくらみ、両目と口は孔により表現され、目と目の間には弧状の沈線を引いた眉のようになっている。顔の右側が３分の１程と、口の下半部が欠損している。顔面を確認できるのは正面だけであり、背面は欠損していて明らかではない。しかし、正面と背面の装飾が非常に似通っていることから、背面にも顔面部があったものと推測される。顔面の周囲には、釣手部とつながって交互刻みの装飾が施されて、頂部では入り組む渦文となる。こちらには釣手部とは異なり、側面に刻み目が施されていない。よって、頂上部と釣手部の装飾は、明確に区別されていたと考えられる。

焼成は良好で、褐色を基調とするが、体部、口縁部は明るいのに対して、釣手部、頂上はやや浅黒い。内面にはススは付着しておらず、体部や釣手部の一部に黒化した箇所が確認できるが、著しいものではない。

文様意匠や技法から、本資料は縄文時代中期中葉井戸尻式期に帰属すると考えられる。

第1図　事業位置図

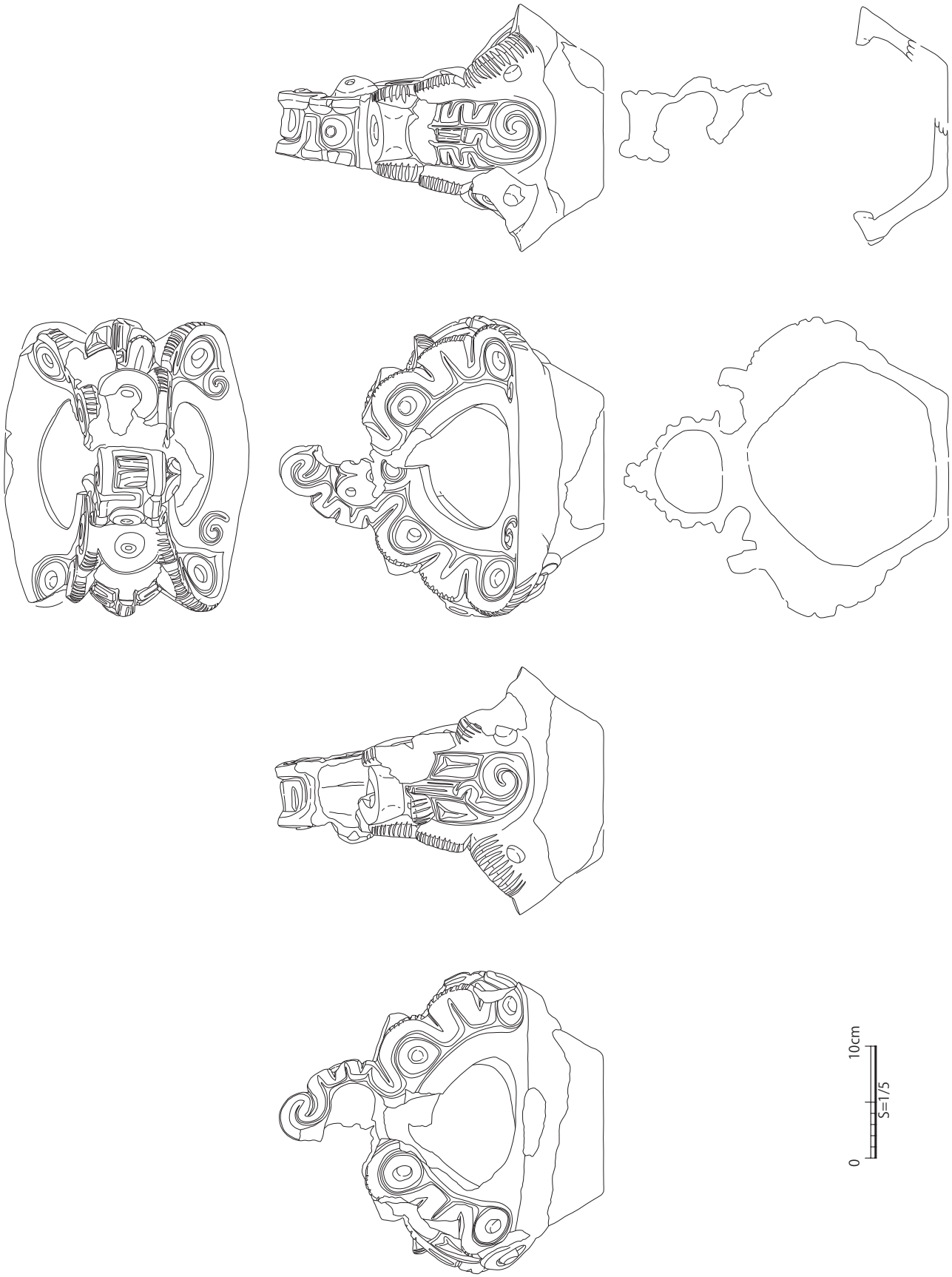

第2図　安道寺遺跡寄贈資料実測図

俯瞰

上面

左側面

右側面

正面

背面

第3図　釣手土器写真図版

報　告　書　抄　録

ふりがな	やまなしけんないぶんぷちょうさほうこくしょ
書名	山梨県内分布調査報告書（平成29年1月～12月）
シリーズ名	山梨県埋蔵文化財センター調査報告書
シリーズ番号	317集
著者名	井上彰雄・塩谷風季
発行者	山梨県教育委員会
編集機関	山梨県埋蔵文化財センター
所在地・電話	〒400-1508　山梨県甲府市下曽根町923　Tel　055-266-3016
発行年月日	2018年3月16日

	事業名・遺跡名	所在地	調査面積（調査対象面積）
		調査期間	
1	**新山梨環状道路東部区間Ⅰ期建設事業** 《包蔵地外》	甲府市小曲町地内	約721㎡（13,000㎡）
		平成29年3月13日～17日、22日～24日	
2	**新山梨環状道路東部区間Ⅱ期建設事業** 《包蔵地外》	甲府市落合町地内	188.6㎡（3,121㎡）
		平成29年5月10日	
3	**西関東連絡道路Ⅱ期建設事業** 《中島遺跡》《下河原遺跡》	山梨市東字中島、字下河原地内	約648.6㎡（6,305㎡）
		平成29年4月19日～20日、5月16日～22日	
4	**子どもの心のケアに係る総合拠点整備事業** 《住吉天神遺跡》	甲府市住吉二丁目998-1	2月：448㎡（6,100㎡） 6月：327㎡（7,300㎡）
		平成29年2月13日～17日、6月12日、19日～23日	
5	**峡南地域単位制・総合制高校建設事業** 《包蔵地外》《新町前遺跡隣接》	西八代郡市川三郷町市川大門 (1) 字新町前1852-5、1852-6 (2) 字八乙女1781-1	(1) 133.7㎡（約3,600㎡） (2) 129.0㎡（441㎡）
		(1) 平成29年6月26日～27日、29日、7月3日～5日 (2) 平成29年12月5日～7日	
6	**甲府工業高校専攻科建設事業** 《包蔵地外》《塩部遺跡》	(1) 甲府市飯田三丁目地内 (2) 甲府市塩部二丁目2266-1	(1) 202.7㎡（5,400㎡） (2) 115.5㎡（2,125㎡）
		(1) 平成29年7月10日～12日 (2) 平成29年11月28日～12月1日	
7	**山梨県立高等支援学校** **桃花台学園浄化槽改修事業** 《狐原遺跡》	山梨県笛吹市石和町中川1400 （山梨県立高等支援学校桃花台学園内）	15㎡（78㎡）
		平成29年11月8日～9日	
8	**国道411号古府中環状浅原橋線改良事業** 《甲府城下町遺跡》	甲府市中央二丁目地内	125㎡（375㎡）
		平成29年1月6日、10日、11日、16日～18日、21日、23日、30日	
9	**甲府地方家庭裁判所都留支部新庁舎建設事業** 《谷村城》	都留市中央二丁目1-1	1,135.88㎡（2,570㎡）
		平成28年12月21日・22日・26日、 平成29年1月6日・10日・11日・16日～20日・23日～25日、2月1日	
10	**県立都留興譲館高校建設事業** 《三ノ側遺跡》	都留市上谷5-7-1 (県立都留興譲館高校敷地内)	56㎡（3,085㎡）
		平成29年6月15日、10月4日・27日、11月6日・10日・14日	
11	**鎌田川河川改修工事事業** 《包蔵地外》	中央市大田和地内	約29.7㎡（29.7㎡）
		平成29年7月13日・20日	
12	**県立中央病院屋上ヘリポート給油設備工事** 《富士見一丁目遺跡隣接》	甲府市富士見一丁目地内	197.9㎡（137.9㎡）
		平成29年5月8日・9日・22日、6月1日・6日・13日・14日・27日、8月1日	
13	**国営施設機能保全事業に先立つ詳細分布調査** 事業（殿林遺跡・安道寺遺跡》	甲州市塩山上萩原・中萩原・下粟生野地内	殿林遺跡：約55,000㎡ 安道寺遺跡：約70,000㎡
		平成29年2月22日～3月30日、10月11日～12月28日	

山梨県埋蔵文化財センター調査報告書　第317集

山梨県内分布調査報告書（平成29年1月～12月）

印刷日　2018年3月10日
発行日　2018年3月16日
編　集　山梨県埋蔵文化財センター
〒400-1508　山梨県甲府市下曽根町923
TEL　055-266-3016
FAX　055-266-3882
E-mail：maizou-bnk@pref.yamanashi.lg.jp
印刷所　株式会社 峡南堂印刷所